

国保連合会ガイドブック

Tottori National Health Insurance Organization Guidebook



あいさつ

鳥取県国民健康保険団体連合会では、国民健康保険や後期高齢者医療等の診療報酬明細書の審査支払事務のほか、保険者事務の共同処理事業や保険者の保健事業、医療費の適正化やこれらの積極的な広報事業等を推進しているところです。

一方、国民健康保険法等の一部改正により、本会の役割として、健康寿命延伸に向けた生活習慣病等をはじめとする各種予防等を重点的に進める中でKDBシステム等によるデータ分析・評価手法などによる効果的な取組を推進することとされました。

本会では保有する医療・健診・介護などのビッグデータを活用した「健康・医療データ分析センター」を令和2年度より設置し、データ分析機能の強化を図るとともに、がん対策やフレイル対策など市町村の保健事業に資するデータ分析や評価を行い、科学的根拠に基づいた保健事業を更に推進していくこととしています。

また、データ分析結果のデジタル化への取組として、分析によって得た手法及び蓄積したエビデンスを「見える化」し、保険者及び被保険者に広く知っていただき健康づくりの機運を高めるため、アプリ「とっとり健康プラス」を開発し、保険者の皆様、住民の皆様にご利用いただいております。

他方で、審査業務の一層の充実、高度化に向けた取組として、国保中央会と支払基金、全国の国保連合会と連携しながら、審査結果の不合理な差異の解消、統合的かつ効率的なシステムの開発を進めています。

また、各国保保険者が個別に実施していたレセプト二次点検や資格確認を、本会が集約し共同実施することで、効果的な点検や事務の平準化を実現するとともに、医療費適正化を推進しております。

今後、より一層、医療、保健、介護、福祉分野の総合的・専門的機関として、その責務を十分に認識し、保険者・被保険者のニーズに添った良質なサービスの提供や透明で健全な事業運営を鋭意行ってまいります。引き続き、皆様方の更なるご支援と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 広田 一恭（倉吉市長）



目次

I	鳥取県国民健康保険団体連合会の概要	1
	1. 国民健康保険制度について	1
	2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について	1
II	令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業計画 ...	4
	1. 基本方針	4
	2. 事業運営の重点項目	4
III	主な事業内容	7
	1. 診療報酬等の審査支払事業等について	7
	(1) 診療報酬等審査支払事業	7
	(2) 保険者事務共同処理事業	10
	(3) その他の受託業務等	13
	2. 介護及び障害者総合支援事業について	16
	(1) 介護保険事業	16
	(2) 障害者総合支援事業	18
	3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について	19
	(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業	19
	(2) みなし健診受診の取組	21
	4. 保健事業について	22
	(1) 保健事業	22
	(2) データの利活用による健康づくりの取組	24
	(3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組	27
	(4) 国保診療施設等への支援事業	28
	5. 広報事業等の取組について	29
	(1) 広報事業	29
	(2) その他の取組	30
	6. 保険者協議会に関する事業について	31
IV	資料編	32
	1. 令和6年度予算	32

I

鳥取県国民健康保険団体連合会の概要

1. 国民健康保険制度について

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガをした場合に保険給付を行う社会保険制度です。国民健康保険法第5条において、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」こととされ、職場の健康保険や共済組合、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人国保に加入することとなり、我が国の「国民皆保険制度」の中核として地域住民の医療確保や健康増進に貢献しています。

また、市町村及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が保険者として、保険給付をはじめ被保険者の健康増進のための保健事業、これらの財源に充てるための保険料（税）の徴収などを行っています。

なお平成30年度から、国保の財政運営については都道府県が主体となり、国保財政を安定的に、事業を効率よく運営しています。

2. 鳥取県国民健康保険団体連合会について

(1) 設立及び性格

鳥取県国民健康保険団体連合会は、昭和16年11月に鳥取県国民健康保険組合連合会として発足し、国民健康保険法（以下「国保法」という。）の改正により昭和23年7月に鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と改称し、現在に至っています。

また、国保法、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）などに基き、会員である保険者が共同して、診療報酬等の審査・支払、保険者事務の共同処理等、その目的を達成する必要な事業を行い、社会保障及び地域保健の向上に寄与するために設立された団体であり、その性格は、公法人です。

(2) 名称及び所在地

鳥取県国民健康保険団体連合会

鳥取県鳥取市立川町6丁目176（鳥取県東部庁舎5階）



(3) 運営組織

○総会

総会は、国保連合会の最高意思決定機関であり、会員全員で構成されており、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、毎年概ね2月及び7月に理事会の議決により招集され、臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により招集されます。事業計画、予算・決算、規約改正等の審議を行います。

○理事会

理事会は、執行機関として理事12名で構成され、必要に応じて理事長が招集します。総会の招集、総会に提出する議案及び規則の制定改廃等、国保連合会の運営の具体的な方策について審議を行います。

○監事会

監事会は、決算状況、財産の管理等について監査を行います。

組織図



(4) 役員

役員は、会員である保険者を代表する者の中から選任します。

役員名簿

(令和6年4月1日現在、敬称略)

役名	公職名	氏名
理事長	倉吉市長	広田 一 恭
副理事長	八頭町長	吉田 英 人
//	江府町長	白石 祐 治
常務理事	学識経験者	小倉 誠 一
理 事	鳥取市長	深澤 義 彦
//	米子市長	伊木 隆 司
//	境港市長	伊達 憲太郎
//	智頭町長	金 兒 英 夫
//	三朝町長	松 浦 弘 幸
//	鳥取県医師国民健康保険組合理事長	清 水 正 人
//	鳥取県福祉保健部長	中 西 眞 治
//	鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局長	山 本 伸 一
監 事	岩美町長	長 戸 清
//	北栄町長	手 嶋 俊 樹
//	南部町長	陶 山 清 孝
//	学識経験者 (公認会計士)	入 江 道 憲

(5) 会 員

国民健康保険事業を行う区市町村及び鳥取県医師国保組合並びに鳥取県後期高齢者医療広域連合をもって国保連合会の会員とし、その代表は、保険者の長です。

会員数 (令和6年4月1日現在)

区分	県・市町村	国保組合	後期高齢者医療広域連合	合計
会員数	20	1	1	22

※会員名簿は、以下のとおり

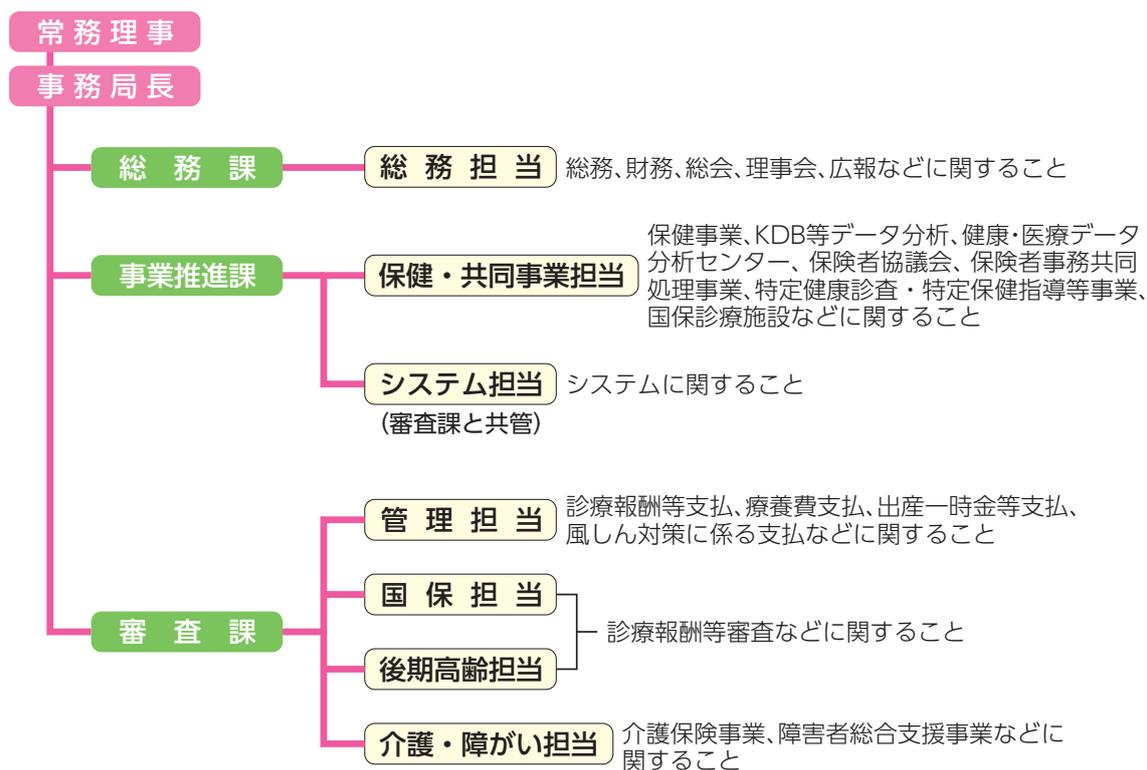
(6) 会員名簿

(令和6年4月1日未現在、敬称略)

保 険 者 名	会 員	
	役職名	氏 名
鳥 取 市	市 長	深澤 義 彦
米 子 市	市 長	伊木 隆 司
倉 吉 市	市 長	広田 一 恭
境 港 市	市 長	伊達 憲太郎

保 険 者 名	会 員	
	役職名	氏 名
岩 美 町	町 長	長 戸 清
若 桜 町	町 長	上 川 元 張
智 頭 町	町 長	金 兒 英 夫
八 頭 町	町 長	吉 田 英 人
三 朝 町	町 長	松 浦 弘 幸
湯 梨 浜 町	町 長	宮 脇 正 道
琴 浦 町	町 長	福 本 まり子
北 栄 町	町 長	手 嶋 俊 樹
日 吉 津 村	村 長	中 田 達 彦
大 山 町	町 長	竹 口 大 紀
南 部 町	町 長	陶 山 清 孝
伯 耆 町	町 長	森 安 保
日 南 町	町 長	中 村 英 明
日 野 町	町 長	埴 田 淳 一
江 府 町	町 長	白 石 祐 治
鳥取県医師国民健康保険組合	理事長	清 水 正 人
鳥 取 県	知 事	平 井 伸 治
鳥取県後期高齢者医療広域連合	広域連合長	深 澤 義 彦

(7) 事務局組織及び事務分掌



※各担当への問合せについては34ページ(国保連合会問合せ窓口参照)

1. 基本方針

令和6年度は、県や市町村保険者の健康増進計画やデータヘルス計画など、医療・保健・介護等各種6か年計画の改定後の初年度にあたるとともに、診療報酬改定も行われる年度となる。

一方、我々の業務の基盤となる国保総合システムのクラウド化された新システムが本年2月に稼働するなど、本会を取り巻く環境が大きく変化する中、令和4年度末に策定した「国保連合会・中央会のめざす方向2023」にも盛り込まれている健康・医療データの活用や、国民健康保険法改正により盛り込まれた「医療費適正化」に向けた主体的な役割への対応が求められている。さらに、本会が有する審査支払等に係るノウハウや事業関係者との関連に着目した、従来受託の範囲外の分野での業務の受託等の国・地方自治体からの新たなニーズへの取組も踏まえ、地方自治体へ支援・貢献ができる医療・保健・介護・福祉支援の総合的・専門的組織としての役割を進化させていく必要がある。

令和6年度から始まる10年先のあるべき姿を見据えた本会の「総合戦略ビジョン」の4つの柱に基づき、国や本会会員の動向に十分留意しつつ、機動的かつ効果的に施策を展開していく。

2. 事業運営の重点項目

I 総合戦略ビジョン（4つの柱）に基づく施策展開

(1) 医療を支える専門的・総合的役割の推進

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進及び更なる深化、審査水準の向上
 - ・「レセプト二次点検」の受託拡大・拡充に向け、DXの推進に伴い、各種情報とのデータ突合などにより、点検効果の最大化に取り組む。
 - ・コンピュータチェックの可視化レポートの機能も活用しながら支払基金とも足並みを揃え、審査結果の差異解消を図る。
 - ・令和10年度目途の審査・支払領域の共同利用を開始する、次回国保総合システム（クラウドに最適化されたシステム）更改に向けて、引き続き、厚労省、国保中央会等と連携して取り組んでいく。
 - ・市町村が実施している「がん検診等」（人間ドック含む、以下同じ。）に係る請求支払、県への検診実施報告業務等の積み重ねにより、検診データの蓄積と更なるがん予防対策を図る。
- ② 医療費適正化に向けた取組の推進
 - ・県が策定する「第8次保健医療計画」等をもとに、NDBオープンデータも活用しながら県全体の医療特性を抽出し、データを抽出・集計等を可能とするツールを開発し、診療行為や薬剤処方分析を行う。さらに適切な診療提供・適正な受診等についても調査し、医療資源の効果的・効率的な活用に繋げる。
 - ・健康・医療データ等の基礎分析の取組として、医療・健診・介護データから県全体及び各保険者（地区別）の医療費や、疾病等の基礎統計分析を実施し、地域の課題の解決策に反映させ、医療費の削減に繋げていく。
- ③ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進
 - ・令和7年度末までに全市町村での移行が求められるガバメントクラウド（事務処理の標準化：基幹系20業務システム）対応を機として、市町村業務の新たな支援に向けて取り組む。

(2) 被保険者の予防・健康づくりの進化

- ① データヘルス改革の推進及びKDBを活用した保健事業等の更なる強化
 - ・令和6年度を始期とするデータヘルス計画などの目標実現のため、保健事業のPDCAサイクルが円滑に推進できるよう、ワンストップで総合的に支援する。
 - ・疾病詳細分析の取組として、基礎分析から見える各保険者や地域の課題を詳細分析し、事業提案、対象者リスト作成等を実施し、保健事業を展開する。
 - ・保険者協議会等と連携した健康寿命延伸の取組を推進する。

- ・ 保険者・医療機関等と連携した糖尿病重症化予防対策を実施する。
 - ・ かかりつけ医や保険者等と協働して、特定健診受診率向上の取組（みなし健診含む）を促進し、生活習慣病重症化予防への取組を強化する。
 - ・ 令和6年度に稼働する住民向けアプリの4つの機能「①知る②管理する③行動する④継続する」を柱に、AI技術を活用した疾病予測と改善提案を導入する。
 - ・ 地域の保健師の人材不足に対応するため、本会保健師や「在宅等保健師の会」、市町村保健師協議会等と連携し、人材育成や市町村保健師活動への人的支援等を推進する。
- ② 地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開
- ・ 地域と職域が連携し保健事業を協働実施するとともに、社会資源を相互に活用することで誰一人取り残さない地域の体制を構築する。
 - ・ 被用者保険と連携した保険者の枠を越えた幅広い世代への予防・健康づくりのアプローチにより健康意識醸成と、地域・職域が連携した県全体の健康経営に取り組む。

(3) 介護予防の高度化・効率化の実現

- ① 介護予防と保健事業の一体実施及び重度化予防の推進
- ・ 高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施に係る市町村支援として、後期高齢者医療広域連合及び市町村と連携し、専門的知見を取り入れたデータ分析に基づいた効果的な保健事業を市町村と一体となって実施する。
 - ・ KDBシステム等を活用し、介護予防の効果的な事業実施のための対象者リスト（例：健康状態不明者リスト、65歳以上フレイル対象者リスト）を作成し、ポピュレーションアプローチ等につなげることで市町村を支援する。
 - ・ 主治医意見書（介護原因疾患等）のデータ化や、データの蓄積による日常生活圏域ごとの「要介護の原因となった疾患」から見える地域課題の洗い出しを行い、新規介護認定者数の減少や平均自立期間（健康寿命）の延伸などの介護予防事業及び介護給付費の抑制に繋げる。
- ② 介護給付適正化の推進
- ・ ケアプランデータ連携システムの導入促進について、未導入事業所が多い地域をターゲットに、各市町村の地域包括支援センターとともにその地域に所在する事業所に集中的なアプローチを行うことで導入率向上を推進する。
 - ・ 令和8年度稼働予定の介護情報基盤に集約されるLIFE関係データ、ケアプランデータ等を活用した事業展開について、システム構築に向けたアプローチを行う。

(4) 住民のQOL向上を目指した施策の拡大

- ① 連合会のノウハウ等を活用した住民負担の軽減への貢献
- ・ 令和8年度に予定されている予防接種事務全体のデジタル化等に向けて、予防接種記録・予診情報管理や接種費用の請求支払業務など市町村と連携しながら効率的なシステム構築等の環境整備を行う。
 - ・ 令和8年度に予定されている妊婦健診や乳幼児健診事務のデジタル化等に向けて、市町村と連携しながら情報収集、整理を行い、効率的な事業実施の準備等を行う。
 - ・ 地方単独公費の現物給付化の実現に向けて、市町村単独公費の対象範囲や一部負担金の算出方法など市町村と連携しながら公費内容の整備等を行う。
- ② 連合会のノウハウ等を活用した地方共生社会実現への貢献
- ・ 在住市町村の地域で活動をする「リンクワーカー」を育成し、地域資源を活用した健康コミュニティの活性化により、孤立・孤独等の課題を持つ者の相談援助を行う。
- ③ 広報活動の拡充
- ・ 被保険者、保険者及び医療機関等の関係機関に対し、後期高齢者医療広域連合の加入により世代を超えた健康寿命延伸に向けた健康づくり、特定健診受診率向上や審査支払業務の重要性などの国保連合会の取組を有効な広報媒体で効果的、効率的に情報発信する。

Ⅱ 効率的な事業運営と組織体制の整備

(1) 健全な運営の推進

- ・保険者の厳しい財政状況等を踏まえ一層の経常経費等の節減に向け、引き続き効率的な業務運営に努める。
- ・介護・障がい審査支払システム等各種システム機器更改、診療報酬改定、中央会負担金など、今後の変動要因を反映し、適宜手数料等改定の必要性の検討や、積立金の効果的・計画的な活用により健全な運営に努める。
- ・令和6年度税制改正で実現した、国保連合会が行う事業の「収益事業（請負業（法人税法施行令第5条第1項第10号））」からの除外の内容（現在、厚労省と財務省・国税庁で調整中）に沿った、新たな積立計画策定等の会計処理対応を行う。

(2) 組織体制の整備

- ・審査支払システムの高度化・効率化やレセプト件数の減少、保健事業や介護・福祉関連事業の拡充など将来の業務量を見据え、定年延長の影響も考慮しながら人員配置を柔軟に行うなど、今後の事業運営に対応する組織体制の整備を図る。

(3) 広報活動の拡充

- ・被保険者、保険者及び医療機関等の関係機関に対し、世代や保険者の壁を超えた健康寿命延伸に向けた健康づくり、特定健診受診率向上や審査支払業務の重要性などの国保連合会の取組を有効な広報媒体や官民を問わない他団体との連携によって効果的、効率的に情報発信する。
- ・「ねんりんピック」に併せた保険者の予防健康づくりイベントとの連携を図り、テレビ・ラジオ等のメディアを活用し、鳥取県全域に向けて、健康啓発に関する情報、保険者の取組等を発信する。

参 考

総合戦略ビジョンの概要

総合戦略ビジョンは、国保中央会・国保連合会を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組み、保険者等の期待に十分に応えていくため、令和5年3月策定の「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」を受け、本会のめざす姿を掲げ、それに向かって中期構想をとりまとめて方向性を示すものです。

被保険者の予防・健康づくりの進化 保健分野

- ① データヘルス改革の推進
- ② KDB を活用した保健事業等の更なる強化
- ③ 地域・職域と連携した地域住民全体を巻き込んだ健康づくりの展開

医療を支える専門的・総合的役割の推進 医療分野

- ① 保険者ニーズに沿った審査支払業務の充実・高度化の推進
- ② 審査支払業務の更なる深化、審査水準の向上
- ③ 医療費適正化に向けた取組の推進
- ④ 地方自治体の事務標準化に伴う業務支援の推進

事業戦略(4つの柱)

- ① 介護予防・重度化予防の推進
- ② 介護給付適正化の推進

介護分野

介護予防の高度化・効率化の実現

- ① 連合会のノウハウ等を活用した地域づくり等への幅広い貢献
- ② 地方自治体や医療・介護関係者との関係性、医療保険・介護保険等の知識、ICTスキル等を活用した地域づくりへの参画や地域共生社会の実現への貢献

福祉分野

住民のQOL向上を目指した施策の拡大

1. 診療報酬等の審査支払事業等について

(1) 診療報酬等審査支払事業

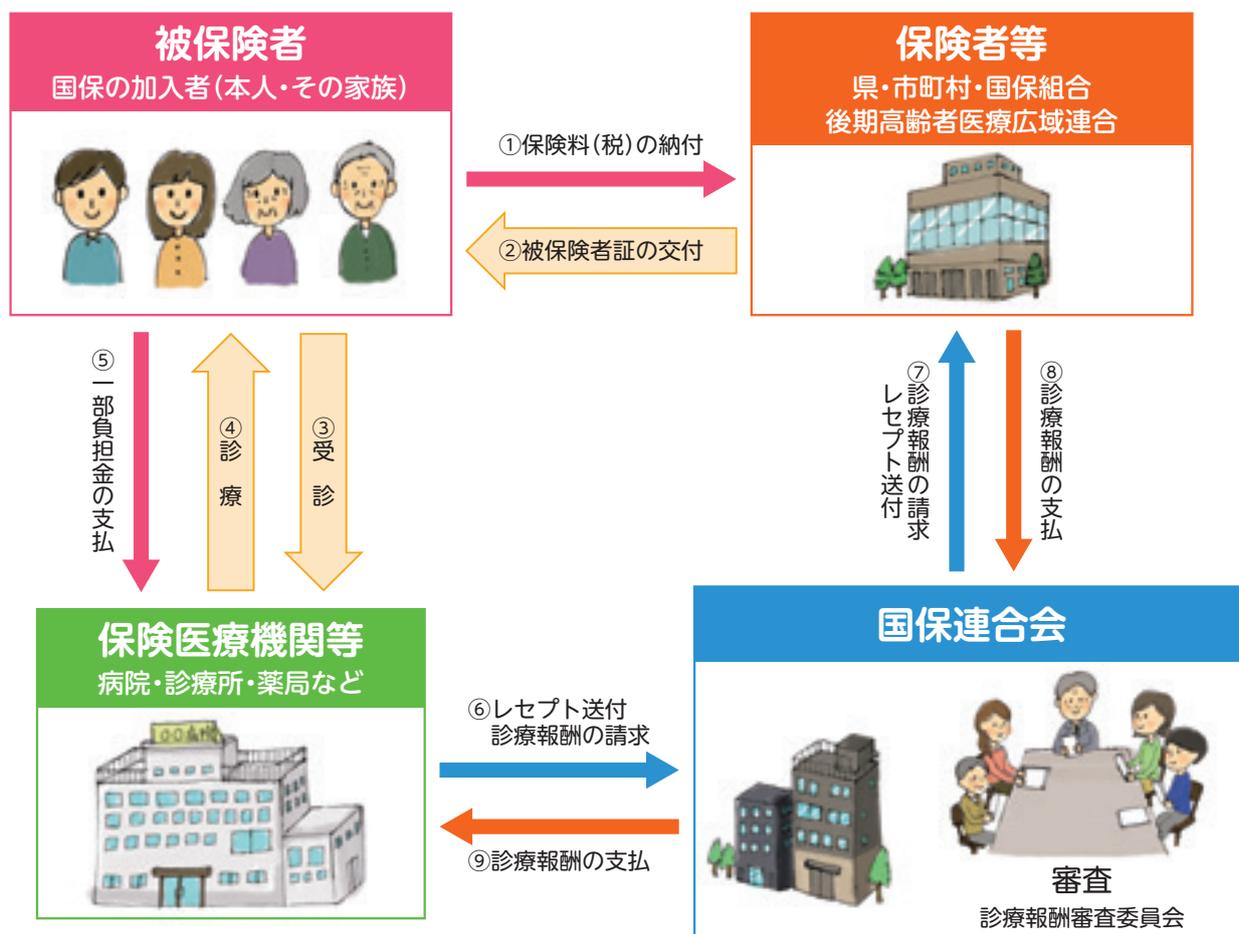
① 診療報酬等審査支払業務

診療報酬とは、保険医療機関等が被保険者に対して保険診療を行った際の対価として、保険医療機関等に支払われる報酬をいい、被保険者の支払う一部負担金を除き、保険者等が支払いを行います。

国保連合会は、保険者等からの委託を受け、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を迅速、適正かつ公平に審査し、保険者等への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

診療報酬等の審査
支払事業等について

診療報酬等審査支払業務の流れ



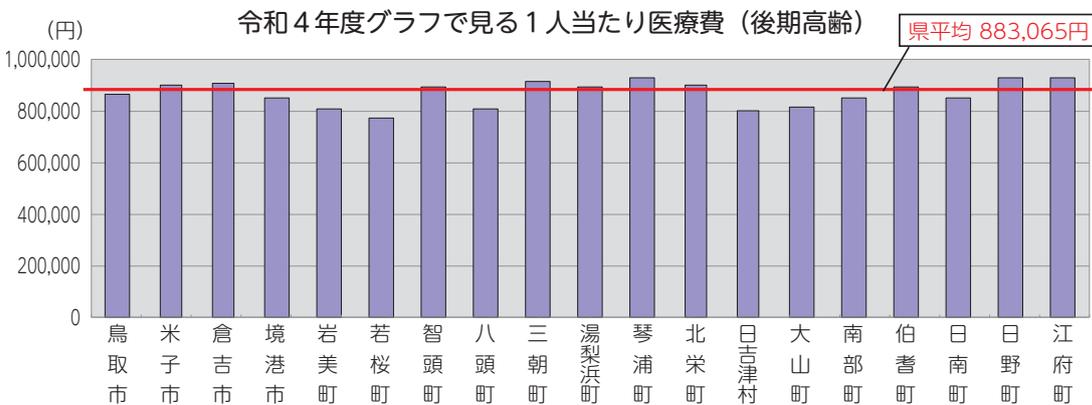
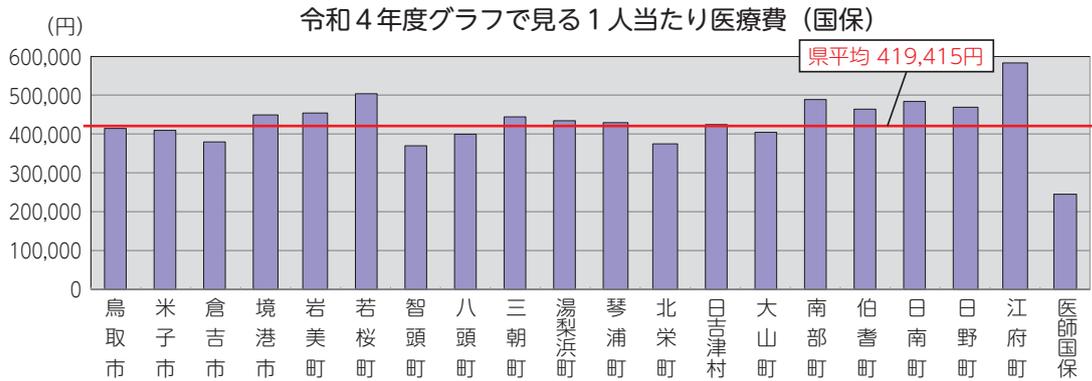
参 考

令和5年度 診療報酬等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
5,043,162	135,446,897

参 考

令和4年度鳥取県1人当たり医療費



※国保は鳥取県市町村国保と鳥取県医師国保組合の合計。
 ※医科・歯科・調剤レセプトを集計。
 ※KDBシステム帳票No.4「市区町村別データ」より作成。

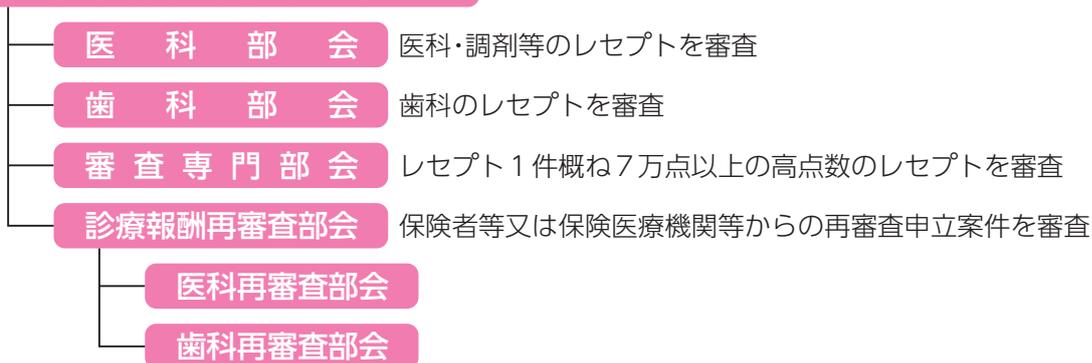
② 診療報酬審査委員会

国保法第87条に基づき、レセプトの審査を行うため、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しています。

審査委員会は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織しています。

委員の委嘱は、県知事が行い、任期は2年間です。

国民健康保険診療報酬審査委員会（委員：30名）

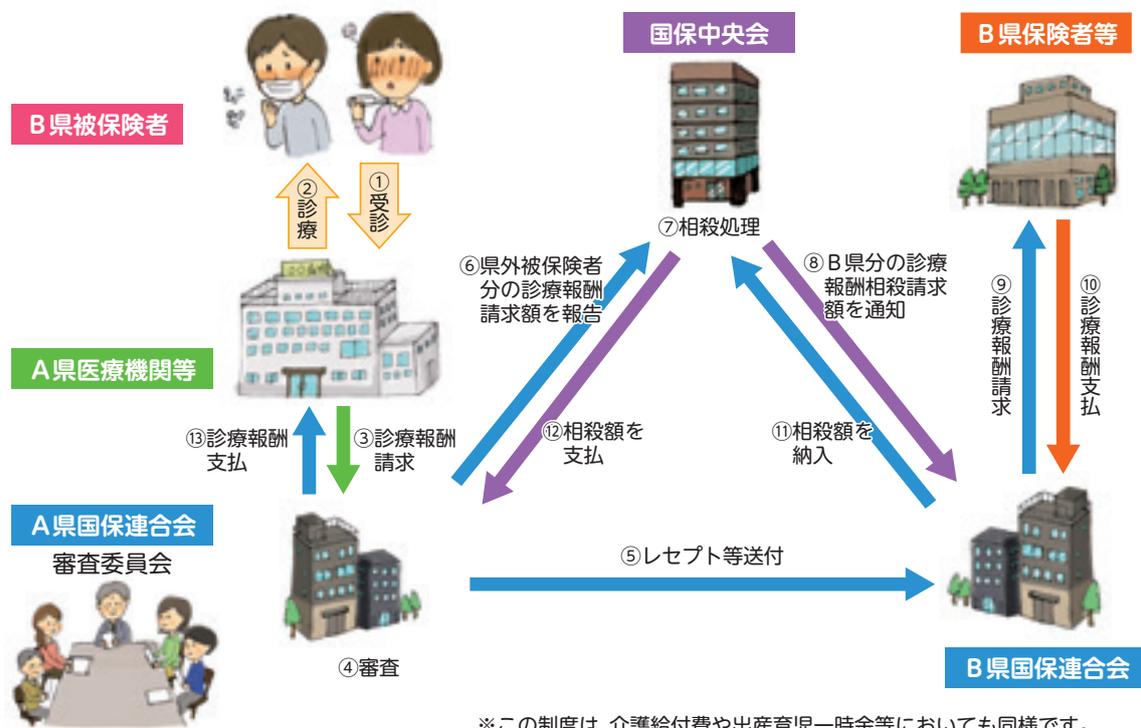


※高額（医科入院38万点以上（特定機能病院（臨床研究中核病院含）は35万点以上）、以下20万点以上）なレセプトについては、国保中央会に置かれている特別審査委員会に審査を委託しています。

③全国決済制度

保険医療機関等は、県外の被保険者のレセプトであっても、保険医療機関等の所在する都道府県の国保連合会へ請求を行います。

請求を受けてレセプトの審査を行った後、国保中央会を通じて各国保連合会の費用との相殺を行い、保険医療機関等へ支払いを行います。

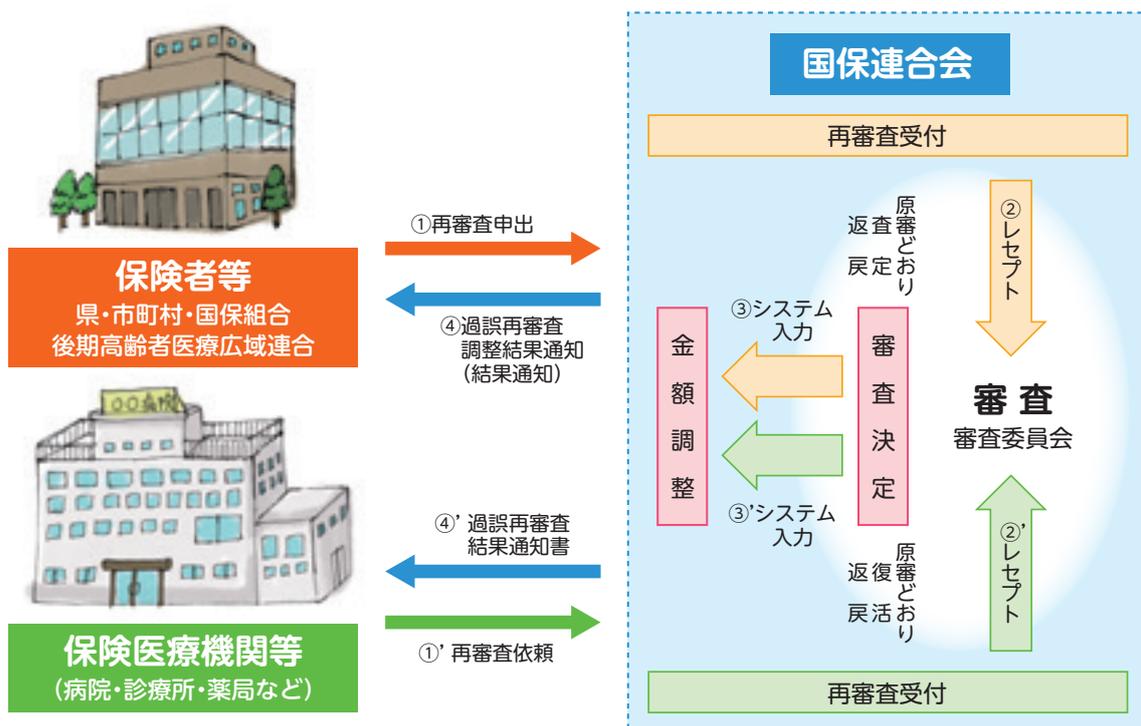


診療報酬等の審査
支払事業等について

④再審査業務

審査委員会における審査結果について疑義がある場合、保険者等又は保険医療機関等から、理由を付して再審査の申出が行われます。

この申出について、審査委員会において再審査を行い、申出が適正であると認められた場合には、査定又は復活等の処理を行います。



(2) 保険者事務共同処理事業

保険者に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図るとともに、医療費の適正化、保健事業など、国民健康保険事業の円滑な推進を図っています。

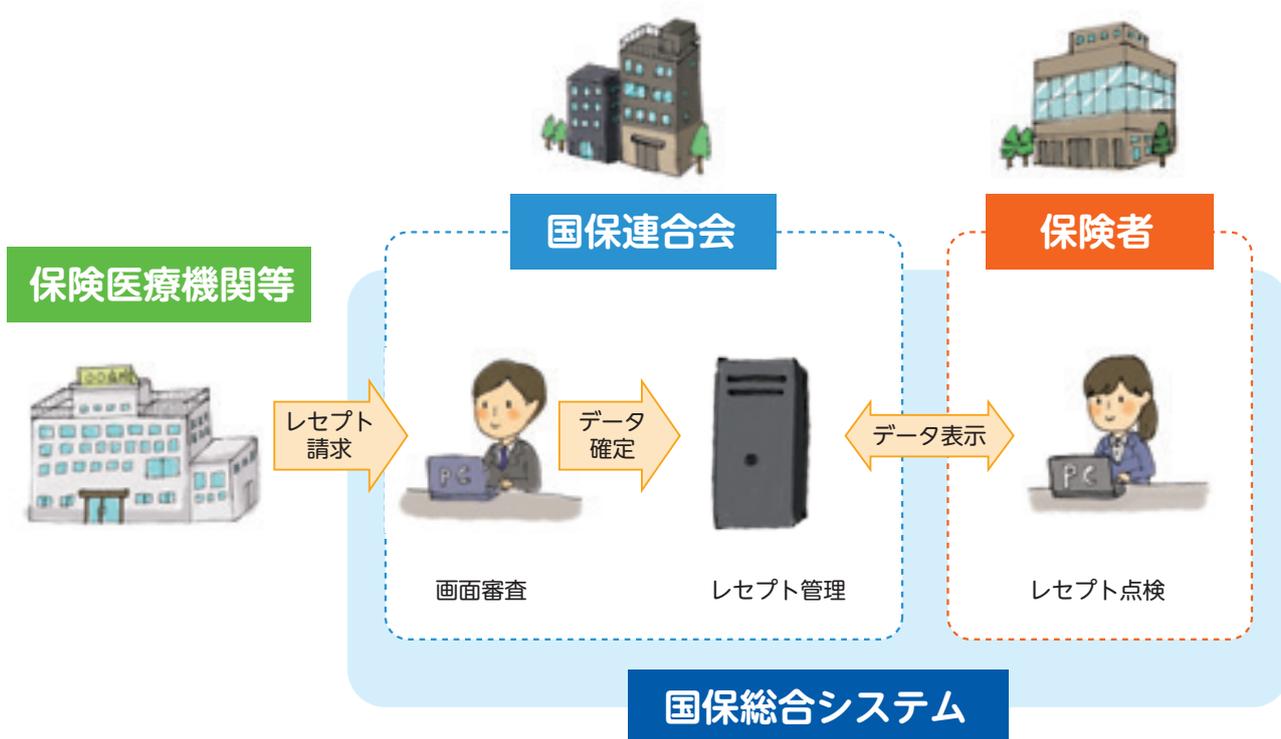
① 共同処理業務（一般委託事務）

全ての会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 被保険者台帳作成及び資格異動の事務
- ② レセプトの資格、給付の確認事務
- ③ レセプトの保管・提供事務
- ④ 被保険者の給付記録事務
- ⑤ 高額療養費支給事務、高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑥ 各種統計資料の作成事務

共同処理業務（一般委託事務）の流れ

例) レセプトの保管・提供事務の場合



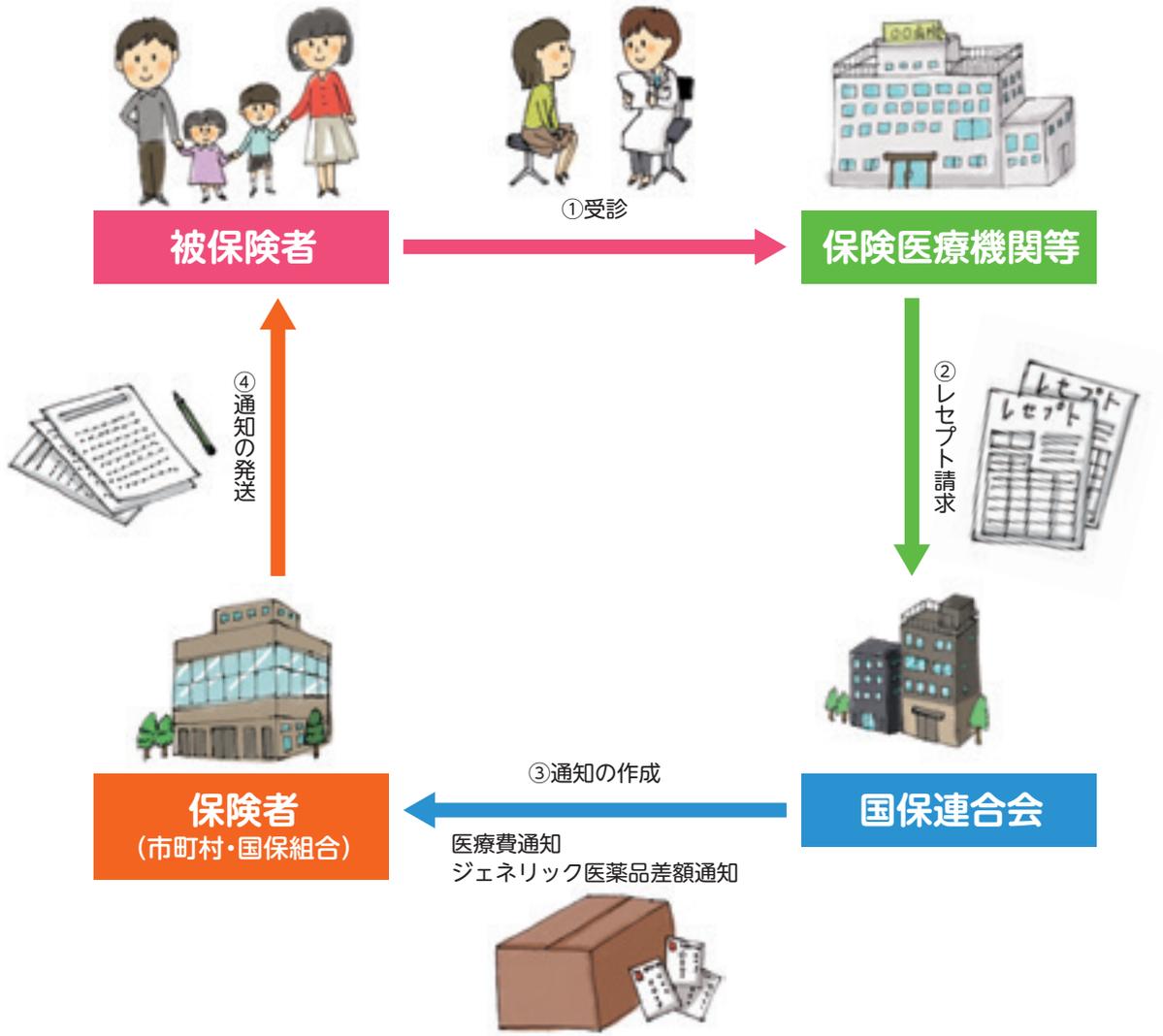
② 共同処理業務（特別委託事務）

希望する会員保険者から委託を受け、実施している共同処理事務です。

- ① 医療費通知の作成事務
- ② ジェネリック医薬品差額通知の作成事務

共同処理業務（特別委託事務）の流れ

例) 医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の作成事務の場合



診療報酬等の審査
支払事業等について

参 考

令和5年度 受託状況

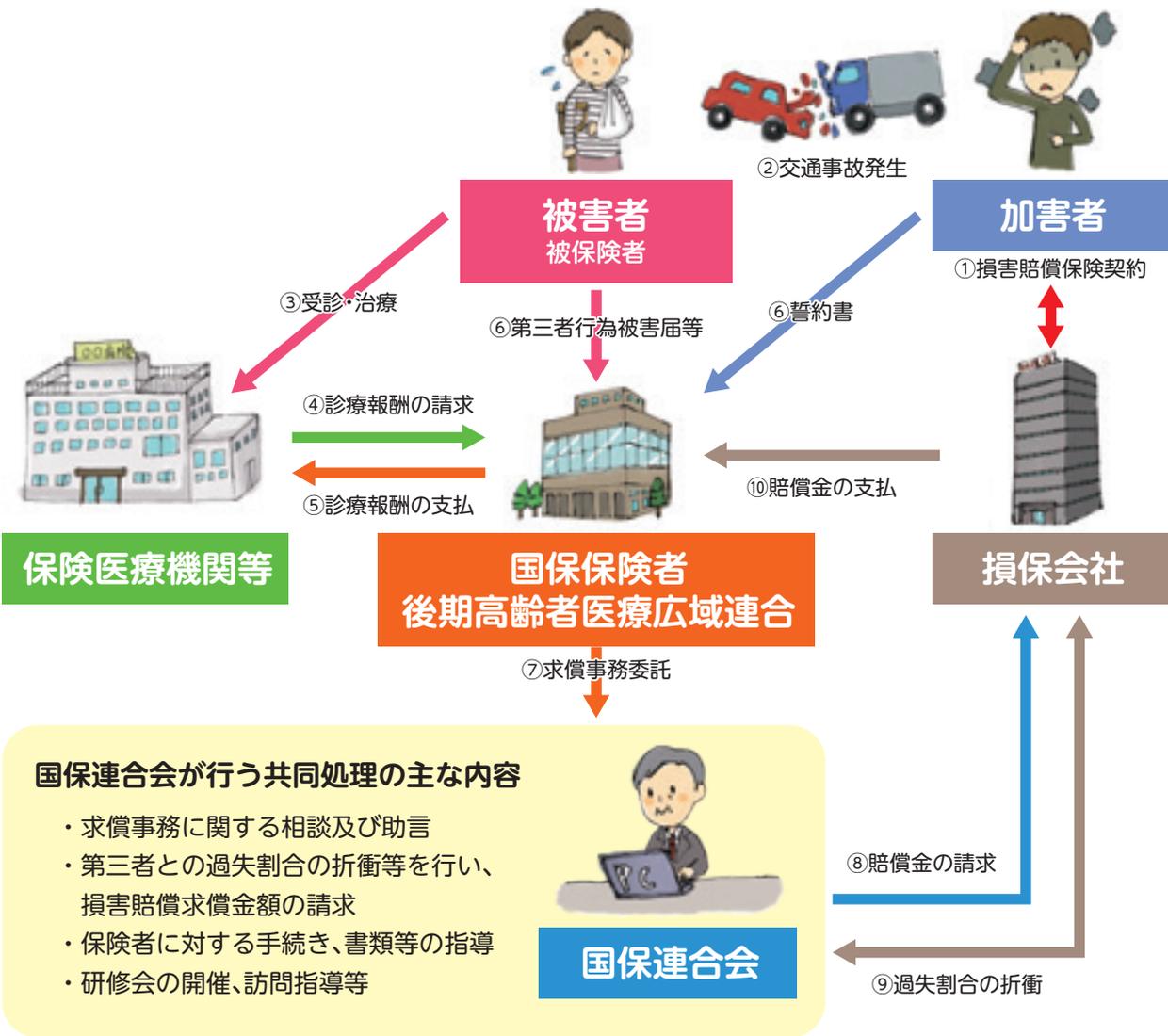
医療費通知事務	20保険者
ジェネリック医薬品差額通知事務	18保険者

③ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務

国保法第64条第1項、高確法第58条第1項及び介護保険法第21条第1項に規定されている第三者行為損害賠償請求権について、第三者（加害者本人や損害保険会社等）への損害賠償請求事務を保険者から委託を受けて、国保連合会が第三者に対して損害賠償求償事務を行っています。過失割合折衝など専門的な知識・スキルが必要とされる事務を国保連合会が共同処理することにより、保険者事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費及び介護給付費の適正化を推進しています。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務の流れ

交通事故で医療保険を使用した場合



国保連合会が行う共同処理の主な内容

- ・ 求償事務に関する相談及び助言
- ・ 第三者との過失割合の折衝等を行い、損害賠償求償金額の請求
- ・ 保険者に対する手続き、書類等の指導
- ・ 研修会の開催、訪問指導等

参 考

令和5年度 第三者行為損害賠償求償状況

決定件数 (件)	補償額 (千円)
72	50,366

(3) その他の受託業務等

① 特別医療費審査支払業務

特別医療費助成制度とは、県と市町村が共同して実施しており、障がいのある方、その他特に医療費の助成を必要とする方が医療保険等で医療を受けられた際の自己負担分について助成する制度です。

国保連合会では、保険医療機関等から請求された特別医療費について、レセプト等に記載の特別医療費受給者番号及び請求金額を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

② 柔道整復施術療養費審査支払業務

被保険者が骨折や打撲等の負傷を原因とし、柔道整復師による施術を受けた際に支払う療養費について、保険者等より委託を受け、柔道整復療養費審査委員会による柔道整復施術療養費支給申請書に係る審査を経て、保険負担部分を受領委任払いの療養費として、保険者等へ請求及び施術所へ支払いを行っています。

③ 妊婦・乳児一般健康診査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された妊婦・乳児一般健康診査費受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

④ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費審査業務

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費（以下「あはき療養費」という。）について、保険者等より委託を受け、あはき療養費審査委員会にて、あはき療養費支給申請書の審査を行っています。

⑤ 産後健康診査費及び新生児聴覚検査費支払業務

市町村より委託を受け、保険医療機関等から提出された産後健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票の記載内容、請求金額等を確認し、市町村への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

⑥ 特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

結核性疾患又は精神疾患に係る医療費が多額である場合に交付される特別調整交付金を、市町村からの委託によって、本会がその申請をサポートする業務を令和3年度より行っています。

⑦ レセプト二次点検業務

保険者事務の軽減、事務の効率化、点検基準の統一に繋げるため、レセプトの縦覧・横覧点検、医科と調剤のレセプト突合点検、医療と介護のレセプト突合点検など、レセプト二次点検の共同事業化を推進しています。

令和2年度の開始から受託保険者数を増やしつつ、共同化に向けて取り組んでいます。

参 考

令和5年度 レセプト二次点検業務実施状況

受託保険者数	年間査定実績（千円）
18	91,419

⑧ レセプト資格確認業務

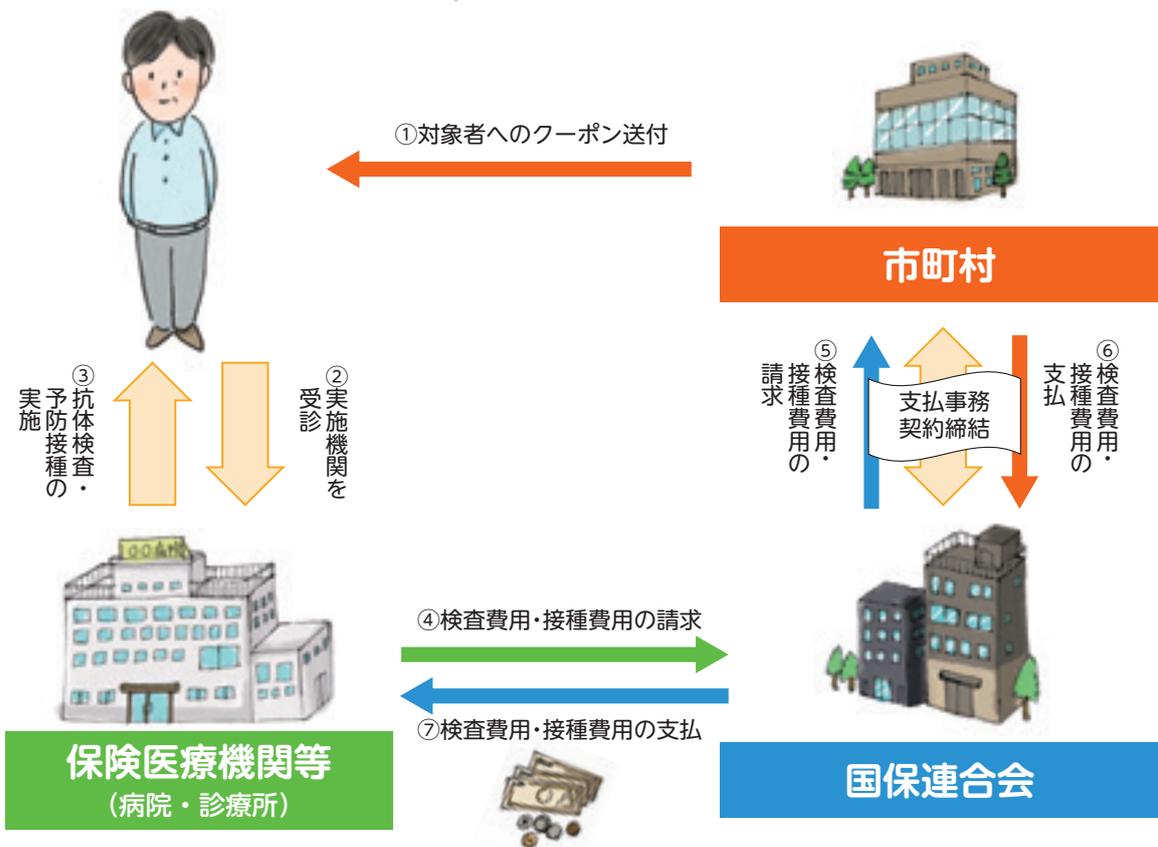
保険者事務の軽減、事務の効率化を目的として、レセプト資格確認業務の共同事業化を推進しています。令和4年度の開始から業務内容を拡充し、受託保険者を増やしつつ、共同化に取り組んでいます。

⑨ 風しん対策に係る支払業務

風しんの感染拡大防止を目的とした追加的対策として、特に抗体保有率の低い1962（昭和37）年4月2日～1979（昭和54）年4月1日生まれの男性を対象とし、令和4年3月31日までの間に限り、原則無料で予防接種を行う事業が実施されており、令和3年度で終了とされていましたが、低調な抗体保有率によって、令和6年度までの3年間の事業延長が決定されました。

国保連合会では、保険医療機関等から提出された接種費用等の請求・支払事務を引き続き行っていくとともに、県や市町村と連携して接種率促進を図っていきます。

風しんの追加的対策事業の流れ



⑩ がん検診等検査費等の支払などの業務

令和5年度は、県内10市町より委託を受け「がん検診」等結果のデータ入力業務を行っています。加えて10市町のうち4市町については、がん検診受診票の記載内容、請求額などを確認し、町への請求と、保険医療機関への支払いも行っています。

参 考

令和5年度 がん検診等検査費等支払状況

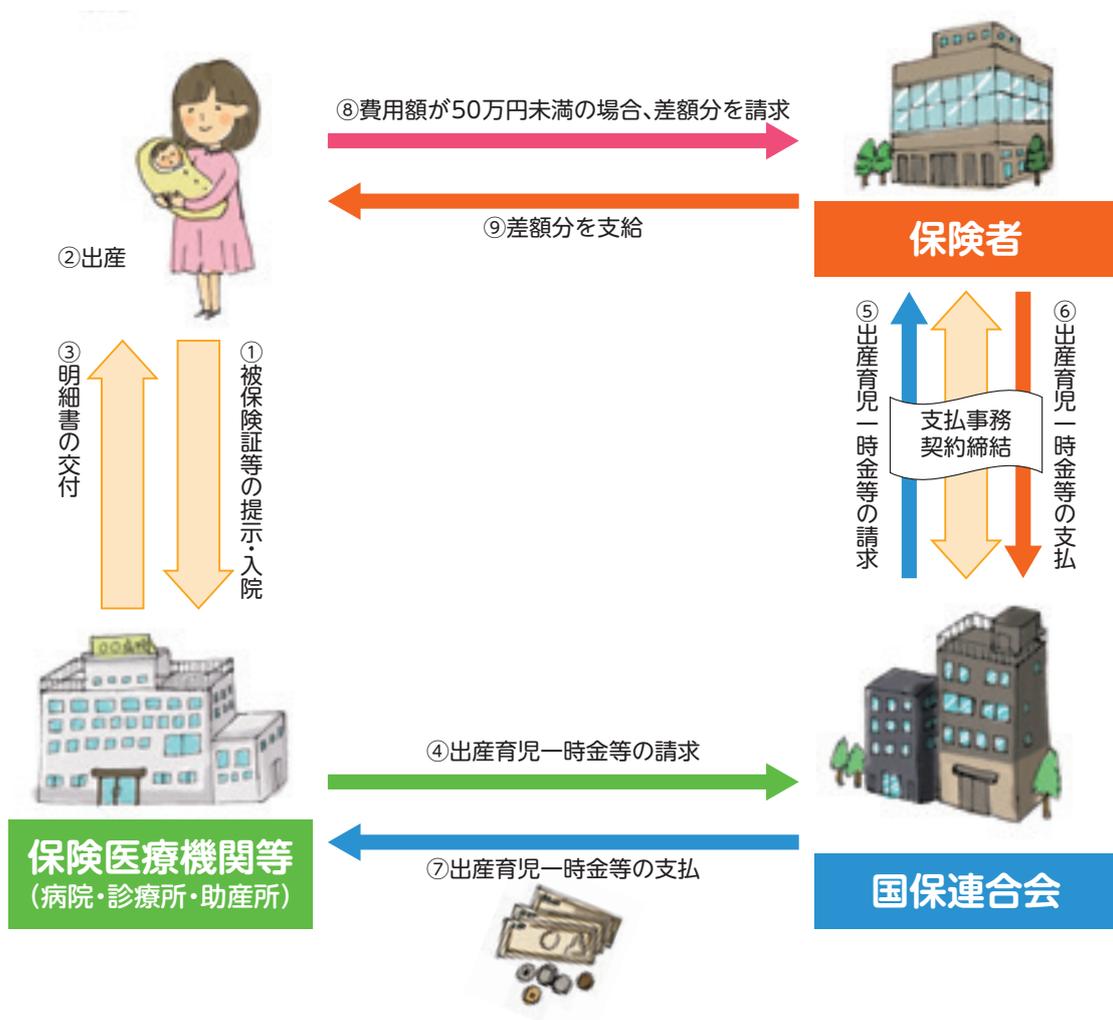
受託保険者数		支払額 (千円)
入力のみ	入力+支払	
6	4	116,367

⑪ 出産育児一時金等支払事業

保険者からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される出産育児一時金等請求書について、支給要件等の確認を行い、保険者への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

国保連合会では、保険適用のない出産（正常分娩）及び帝王切開など保険適用がある出産（異常分娩）を取り扱っています。

出産育児一時金等支払事業の流れ



診療報酬等の審査
支払事業等について

参 考

令和5年度 出産育児一時金等支払状況

	件数 (件)	費用額 (千円)
正常分娩	155	69,776
異常分娩	121	51,720

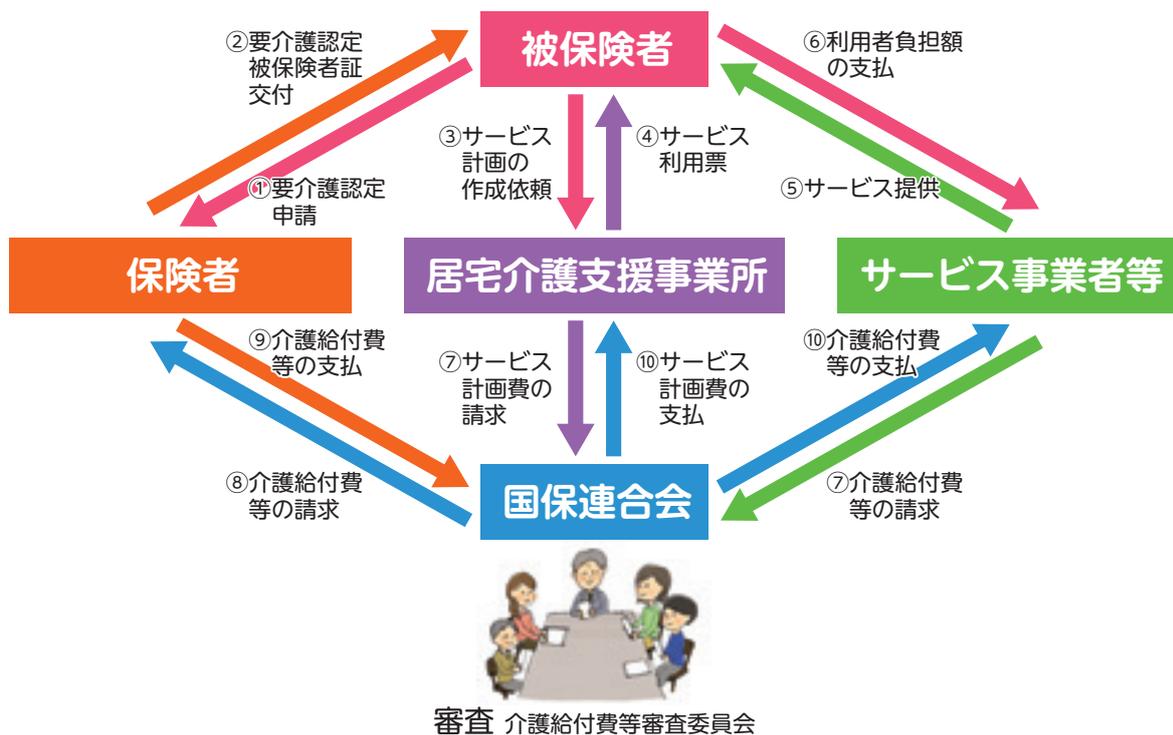
2. 介護及び障害者総合支援事業について

(1) 介護保険事業

① 介護給付費審査支払業務

介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者からの委託を受けて、介護サービス事業所等から請求される介護給付費請求書について、適正かつ公平な審査を行い、保険者への請求とサービス事業所等への支払いを行っています。

介護給付費審査支払業務の流れ



参 考

令和5年度 介護給付費等審査支払業務状況

件数 (件)	費用額 (千円)
882,837	58,919,290

② 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、国保連合会に介護給付費等審査委員会を設置しています。

委員は、介護給付費サービス担当者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員により組織されています。

また、介護給付費等審査委員会には、介護医療部会と審査部会を設置しています。

介護給付費等審査委員会 (委員: 6名)

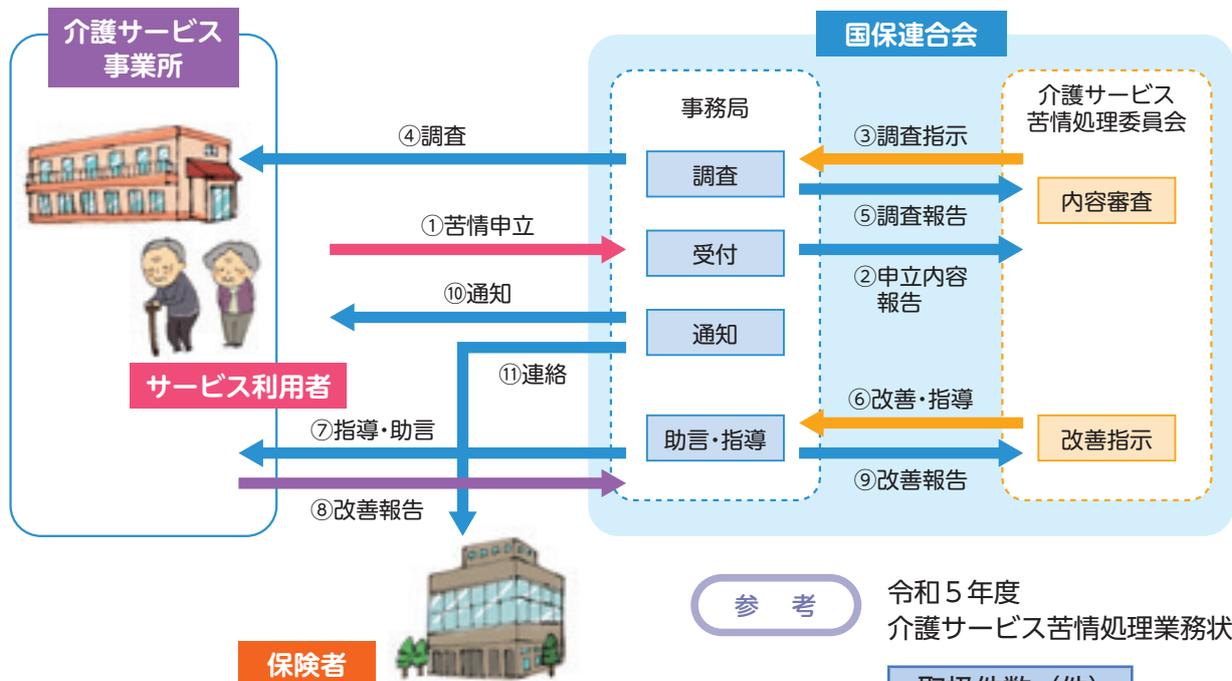
- 介護医療部会 医療系介護サービスの請求に係る審査
- 審査部会 介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査

③ 介護サービス苦情処理業務

国保連合会は、介護保険法第176条第1項第3号に基づき介護保険制度における苦情処理機関として被保険者等から介護サービスに係る苦情や相談を受け付けています。

また、介護サービス苦情処理業務を公正かつ適正に処理するため、介護サービス苦情処理委員会を設置しています。(苦情・相談の受付電話番号：0857-20-2100)

介護サービス苦情処理業務の流れ



参考

令和5年度
介護サービス苦情処理業務状況

取扱件数 (件)

14

④ 介護保険共同処理業務

保険者の介護保険に共通する事務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、保険者事務の負担軽減や効率化を図っています。

■ 一般委託事務 (すべての保険者が委託する事務)

- ① 受給者の登録及び異動事務
- ② 介護給付費請求書の資格確認及び給付記録事務
- ③ 要介護認定更新支援事務
- ④ 償還払給付額管理事務
- ⑤ 高額介護サービス費支給事務
- ⑥ 介護給付適正化情報事務
- ⑦ 受給者に関する統計事務
- ⑧ 高額医療・高額介護合算資料の作成事務
- ⑨ 市町村特別給付等支払事務

■ 特別委託事務 (希望する保険者が委託する事務)

- ① 介護給付費通知作成事務
- ② 主治医意見書料支払事務

参考

令和5年度 介護保険共同処理業務状況

事業内容	処理件数 (件)
介護給付費請求書の資格確認処理	882,837
償還払給付額管理処理	550
高額介護サービス費支給処理	65,760
事業状況報告書 (月報) 作成処理	12回
統計資料作成処理	12回
介護給付費通知書作成処理	8,181
主治医意見書料支払処理	24,736
高額医療・高額介護合算事務処理	4,922

⑤ 介護給付適正化業務

国保連合会が保有する給付実績データを基にした介護給付適正化システムを活用し、保険者の介護給付適正化の取組を支援しています。

具体的には、提供される介護サービスに対して、縦覧点検や医療情報との突合を行うことにより、サービス事業者に対して過誤等の処理を行っています。

⑥ 介護主治医意見書を活用した介護予防事業

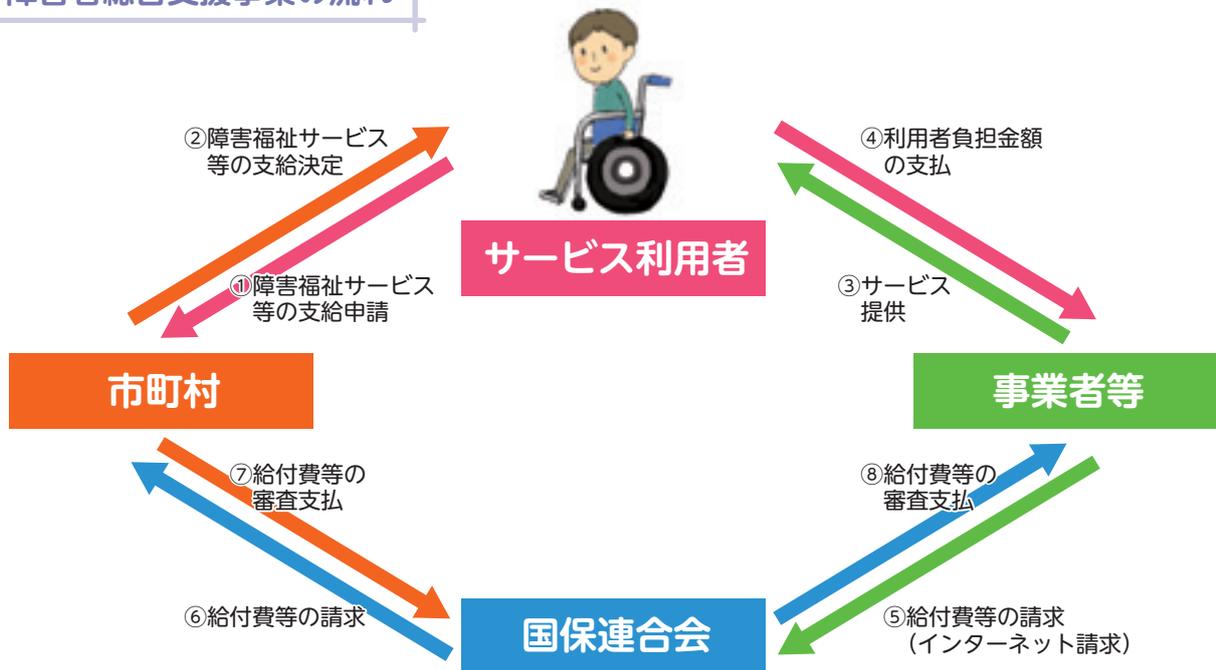
フレイル対策や介護度の進行抑制の重要性が増しているなかで、介護の原因疾患を入り口に、地区の特徴を掴んだ効果的な介護予防事業や、専門的知見に基づく介護予備群からの個別アウトリーチへ展開していくため、市町村より委託を受け、介護原因疾患が記録されている介護主治医意見書をデータ化、集計（日常生活圏域単位で被保険者の年齢、性別ごとに原因疾患名を把握）、分析（原因疾病の動向や圏域毎の特徴）する業務を行っています。

(2) 障害者総合支援事業

国保連合会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第96条の2の規定により、市町村から委託を受け、事業者等から請求される介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査支払に関する業務を行っています。

また、平成20年10月より、児童福祉法第56条の5の2の規定に基づき、県から委託を受け、障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、市町村から委託を受けて障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査支払に関する業務も併せて行っています。

障害者総合支援事業の流れ



参 考

令和5年度 障害介護給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
122,158	15,964,507

令和5年度 障害児給付費等支払状況

件数 (件)	費用額 (千円)
32,158	2,511,260

3. 特定健康診査・特定保健指導等事業について

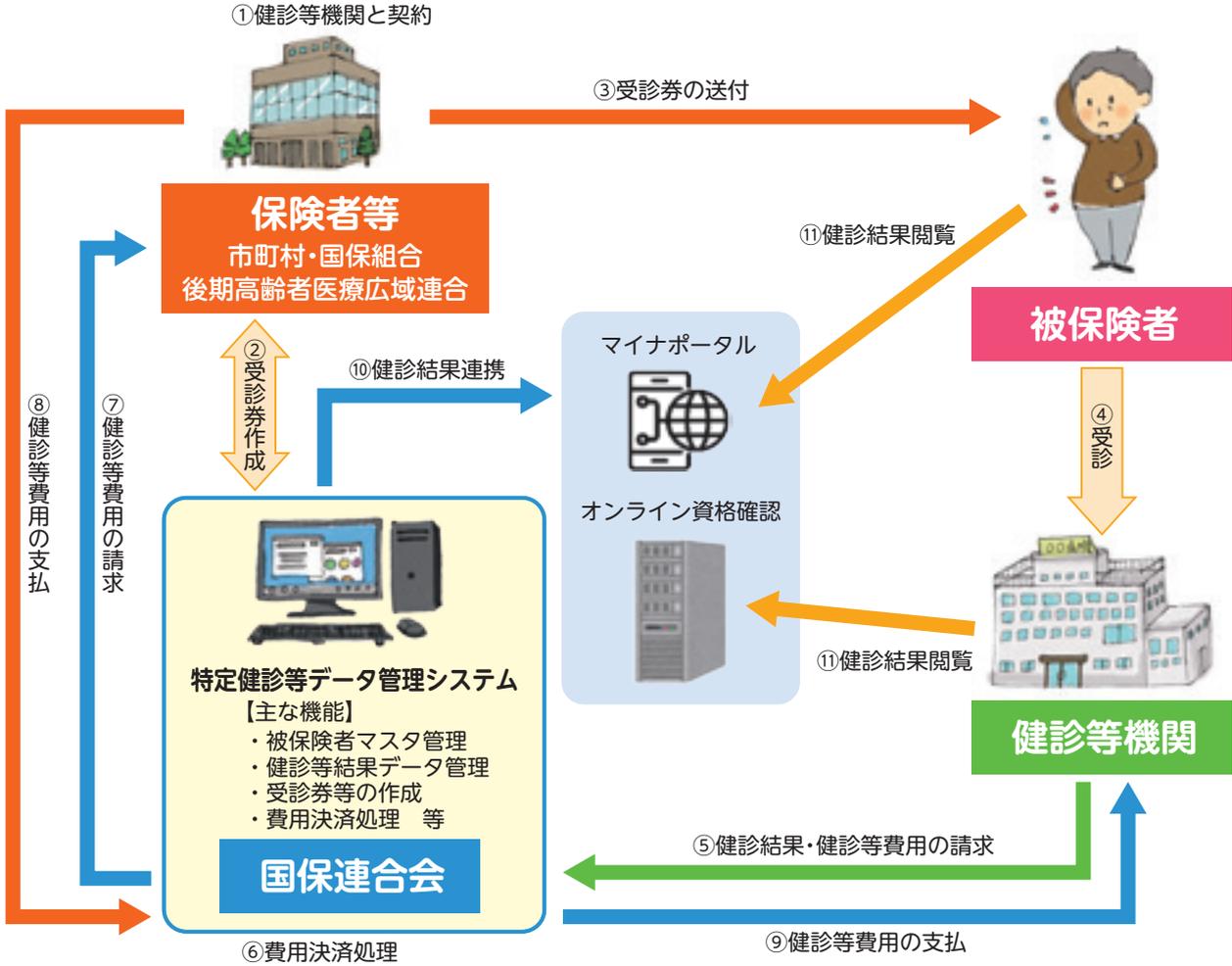
(1) 特定健康診査・特定保健指導等事業

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点を置き、糖尿病等の生活習慣病のリスクが高い対象者を早期発見して生活習慣を改善することで、病気の発症や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るものです。

なお、特定健康診査・特定保健指導の対象者は40歳から74歳までとなっていますが、後期高齢者についても特定健康診査と同等の後期高齢者健康診査が後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村によって実施されています。

国保連合会では、この事業を保険者が円滑に実施できるよう、特定健診等データ管理システムを保険者に提供し、健診等結果データ管理や受診券作成といった共同処理業務、また同システムを使用しての費用決済業務を行っています。

特定健康診査・特定保健指導等事業の流れ



特定健康診査・特定保健指導等事業について

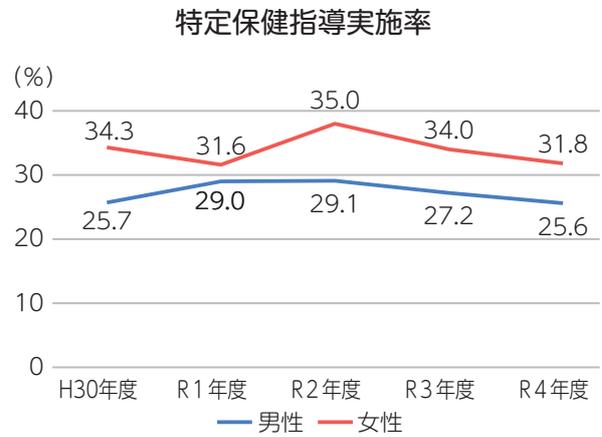
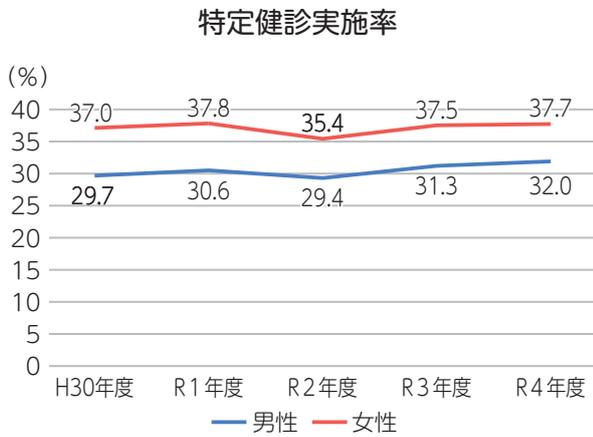
参 考

令和5年度
特定健康診査等費用決済状況

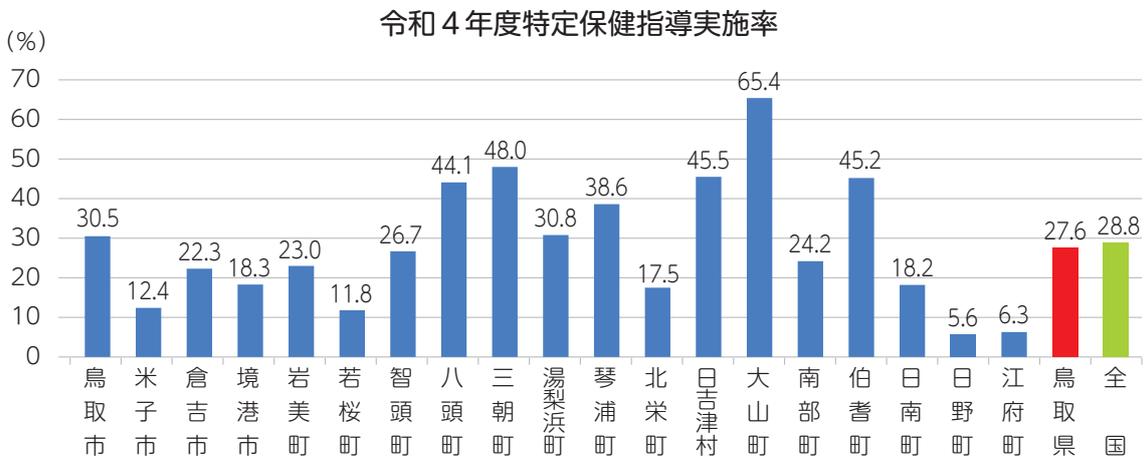
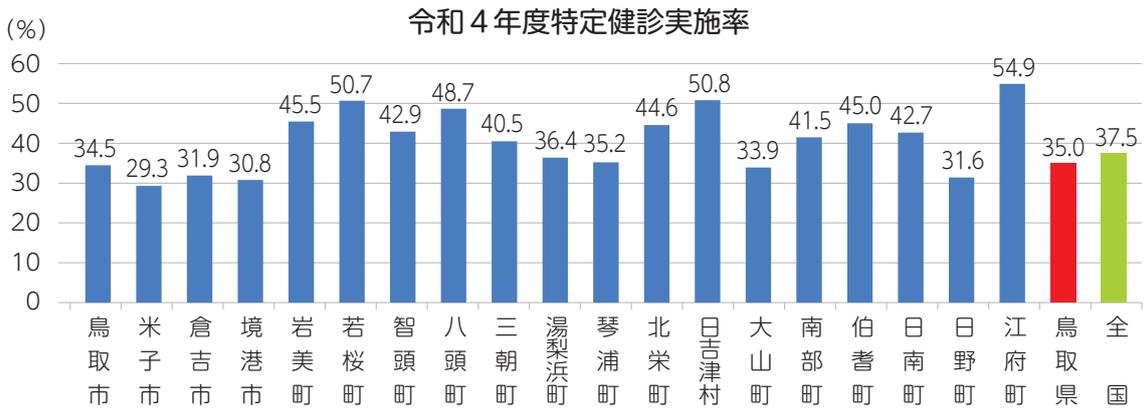
	件数 (件)	費用額 (千円)
特定健診・保健指導	22,444	187,209
後期高齢者健診	20,888	173,071

特定健診・特定保健指導の状況

平成30年度～令和4年度 特定健診・特定保健指導実施率の推移



市町村別特定健診・特定保健指導の実施率



出典：特定健診等データ管理システム 法定報告

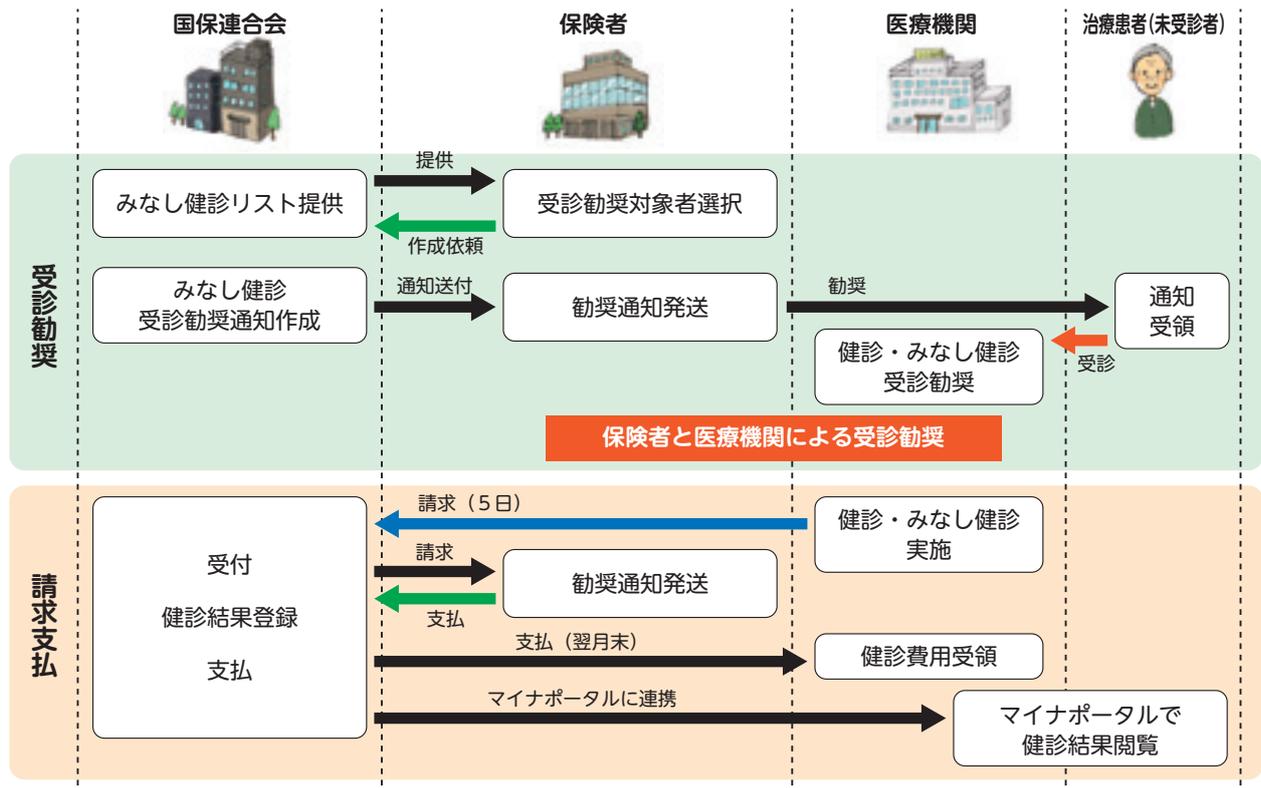
特定健康診査・特定保健指導等事業について

(2) みなし健診受診の取組

特定健康診査は、住民自らが定期的に自分の健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されています。

鳥取県では、医療機関を定期的に受診されている方のうち、健診を受けていない方を対象に、本人の同意のもと治療中の方の特定健診項目の情報を医療機関から提供いただき、健診を受診したとみなす取組（みなし健診）を実施しています。

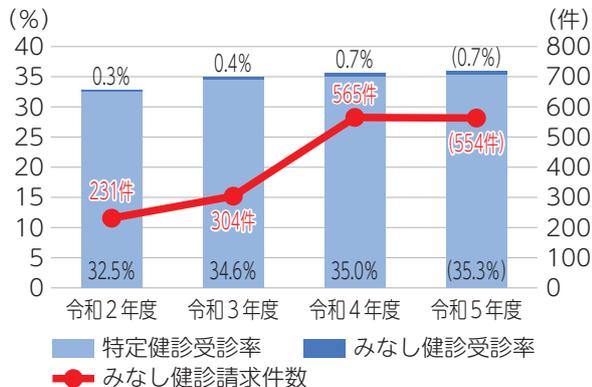
国保連合会では、みなし健診対象者リスト及びみなし健診受診勧奨通知の作成並びにみなし健診費用決済等の保険者支援を行っています。



特定健康診査・特定保健指導等事業について

参考

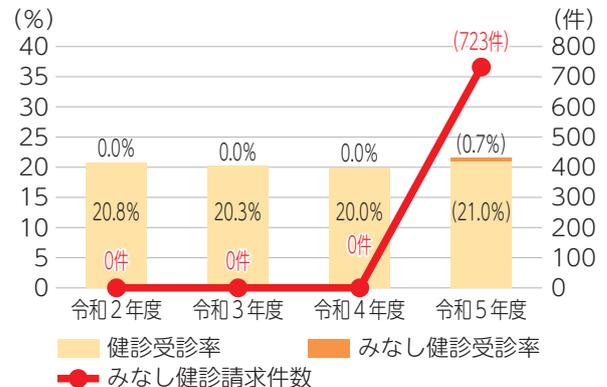
みなし健診影響及び請求件数（国保）



出典：特定健診等データ管理システム（健診受診率）

※令和5年度は令和6年4月30日時点の数値

みなし健診影響及び請求件数（後期）



出典：KDB市町村データ（健診受診率）

※後期高齢者のみなし健診は令和5年度より運用開始

※令和5年度は令和6年4月30日時点の数値

令和5年度みなし健診対象者リスト作成 国保：20保険者、後期：12市町村
 令和5年度みなし健診受診勧奨通知作成 国保：9保険者、後期：7市町村

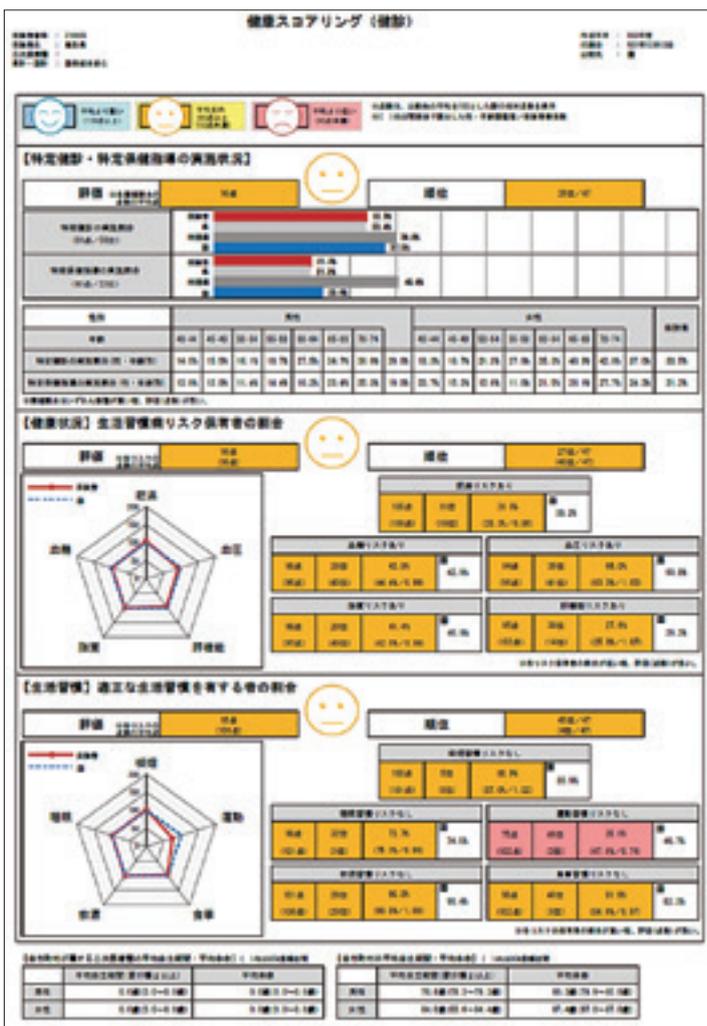
4. 保健事業について

(1) 保健事業

国保法第104条及び健康増進法第4条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、保険者とともに、疾病の予防、健康づくりの推進及び医療費適正化に取り組んでいます。

① KDBシステムを利用した保険者支援

KDBシステム（国保データベースシステム）の利活用を推進することで、全保険者等の健康課題を把握することができ、保険者等の効率的・効果的な保健事業を支援しています。



KDBシステム等活用マニュアル

- ・ 保険者等への訪問相談
- ・ 日常生活圏域の健康状態把握資料
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策のリスト作成
- ・ 生活習慣病治療中断者リストの作成
- ・ 生活習慣病未治療者リストの作成
- ・ 前期高齢者ハイリスク者リスト
- ・ 各種帳票の活用事例をまとめたマニュアル作成 など

Check Point



② 保健事業支援・評価委員会の設置

保険者が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効果的に展開できるようデータヘルス計画策定支援や、個別保健事業の評価などを行うため、公衆衛生学・公衆衛生看護学に造詣が深い大学等研究機関、地域の関係機関等の有識者及び鳥取県職員からなる委員会を設置し、事務局を担当しています。（令和5年度は15保険者）

③ 特定健診等受診率向上の取組

特定健診・特定保健指導の実施率向上に向け、かかりつけ医と連携した特定健診・みなし健診の普及啓発活動に取り組んでいます。また、各種対象者リストやデータを保険者に提供しています。その他、関係団体と連携したイベントの実施、チラシ作成などを行っています。

●各種提供リスト及び支援業務

- ・特定健康診査除外対象者リスト
- ・特定保健指導服薬再確認対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨対象者リスト
- ・みなし健診受診勧奨通知書作成業務



研修会の様子

④ 各種研修会の開催

保険者の担当者や保健師等を対象とした研修会を開催し、保健事業にかかる制度の周知などの最新情報の提供、データ分析結果の説明等を行っています。

- データ分析研修会
- 糖尿病性腎症重症化予防セミナー
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る研修会

⑤ 健康教育用器材の貸出し

血管年齢測定器等の器材を貸し出し、保険者の健康づくりイベント等の充実を支援しています。



血管年齢測定器



肌年齢計



骨密度測定器



体脂肪サンプル



めだまんず（糖尿病網膜症眼球模型）



着ぐるみ（トラ）他2体

⑥ 市町村保健師協議会との連携

市町村保健師協議会と連携し、市町村の保健師の知識・技能向上を狙った各種研修会の開催に協力しています。

(2) データの利活用による健康づくりの取組

全世代対応型の効果的な予防・健康づくりに向けて国保法、健康保険法等の改正により、国保連合会は、健康・医療データを活用した分析と保健事業に取り組んでいます。

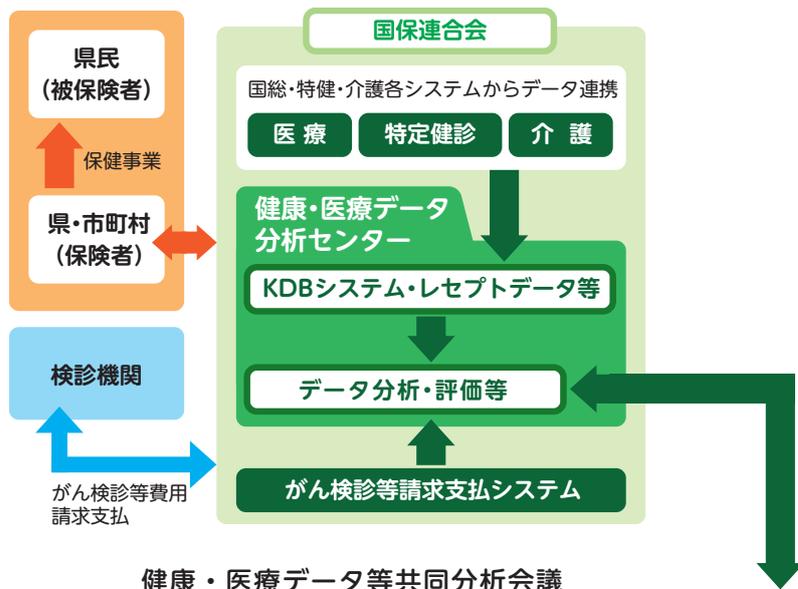
① 健康・医療データ分析センターの取組

鳥取県全体で効果的な予防・健康づくりを推進するため、KDBシステムの医療・健診・介護に関するデータや検診データ等のビッグデータを一元管理し、分析する「健康・医療データ分析センター」を令和2年7月に設置しました。

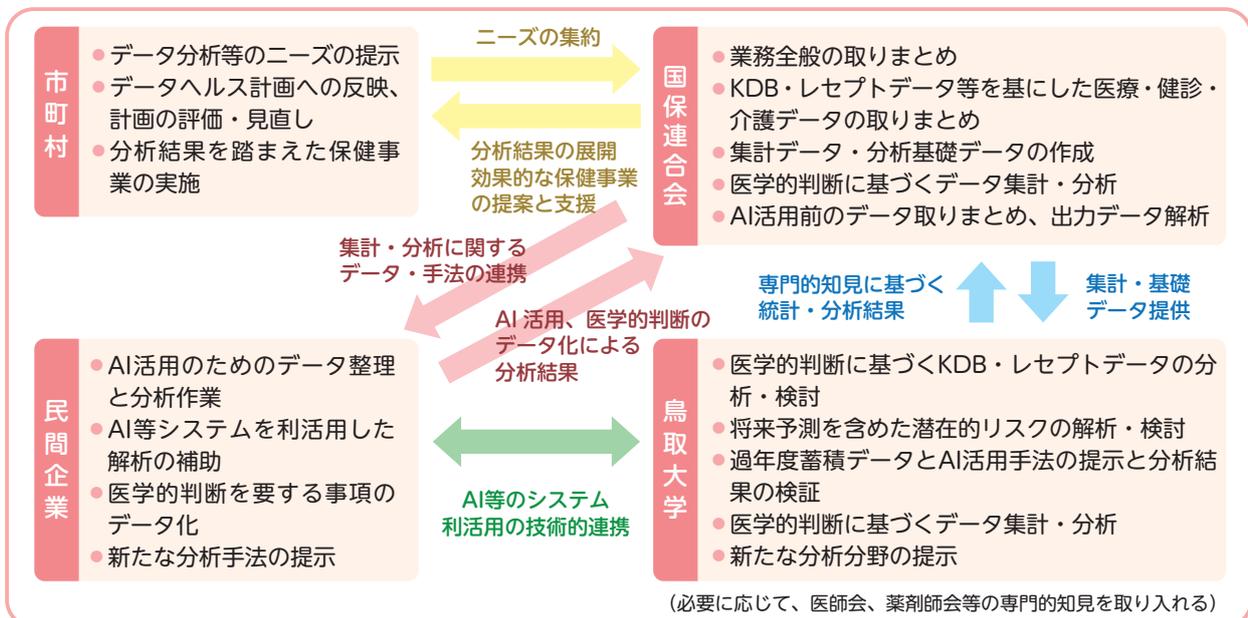
「健康・医療データ分析センター」では保険者のニーズに合わせた医療費分析を行うとともに、当センター内に県内の産・官・学で構成する「健康・医療データ等共同分析会議」を設置し、専門的知見やAIによりエビデンスを積み重ね、県民の健康寿命の延伸に繋がる予防・健康づくりの取組を展開しています。



健康・医療データ分析センター概要図



健康・医療データ等共同分析会議



(主な分析内容)

- 基礎統計の分析、高額なレセプトの疾病傾向分析
- 人工透析患者及び糖尿病患者分析
- 健診異常値放置者分析
- 脳梗塞発症及び再発防止分析
- ロコモティブシンドローム分析
- 保険者ニーズによる個別事案課題のデータ分析など
(例：塩分摂取量の分析、治療中断者リスト作成、要介護・フレイル予防の分析 など)
- がん検診のデータ分析

(AIを用いた分析内容)

- 生活習慣病の発症予測
- 脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の重篤な疾患の発症予測
- 効果的な生活習慣改善の提示 など



分析結果報告書のイメージ

参 考

【分析結果報告書の抜粋】

人工透析の分析結果

人工透析の予防と効果的な保健事業を実施するため、人工透析患者の健診・医療の状況を分析しました。

人工透析に繋がる主な要因は糖尿病性腎症の重症化であり、従前から糖尿病患者を対象とした重症度分類により保健指導対象者リスト等を作成してきたところですが、その要因疾患を糖尿病以外にも範囲を広げ、非糖尿病患者に着目した予防対策を検討し、専門的な知見と医療・健診データから独自の観点で高リスク者群を特定し保健指導対象者リストを作成しています。

②糖尿病患者				尿たんぱくステージ	A1	A2	A3	③-1非糖尿病患者全体 (24,018人)				尿たんぱくステージ	A1	A2	A3
				たんぱく尿の目安	(-)	(+)	(+)以上					たんぱく尿の目安	(-)	(+)	(+)以上
eGFR区分 (ml/9/1.73m ²)	病期 ステージ	1期	≥90	正常または高値				1期	≥90	正常または高値					
		2期	60~89	正常または軽度低下				2期	60~89	正常または軽度低下					
		3期a	45~59	軽度~中等度低下				3期a	45~59	軽度~中等度低下					
		3期b	30~44	中等度~高度低下				3期b	30~44	中等度~高度低下					
		4期	15~29	高度低下				4期	15~29	高度低下					
	5期	<15	末期腎不全				5期	<15	末期腎不全						

CKD重症度分類	
①	初期リスク群(継続した保健指導が必要)
②	中期リスク群(専門医の紹介基準を超える)
③	高リスク群(専門医の紹介基準を超える)
④	末期腎不全(専門医の紹介基準を超える)

保健指導対象者(高リスク者)の分類表のイメージ

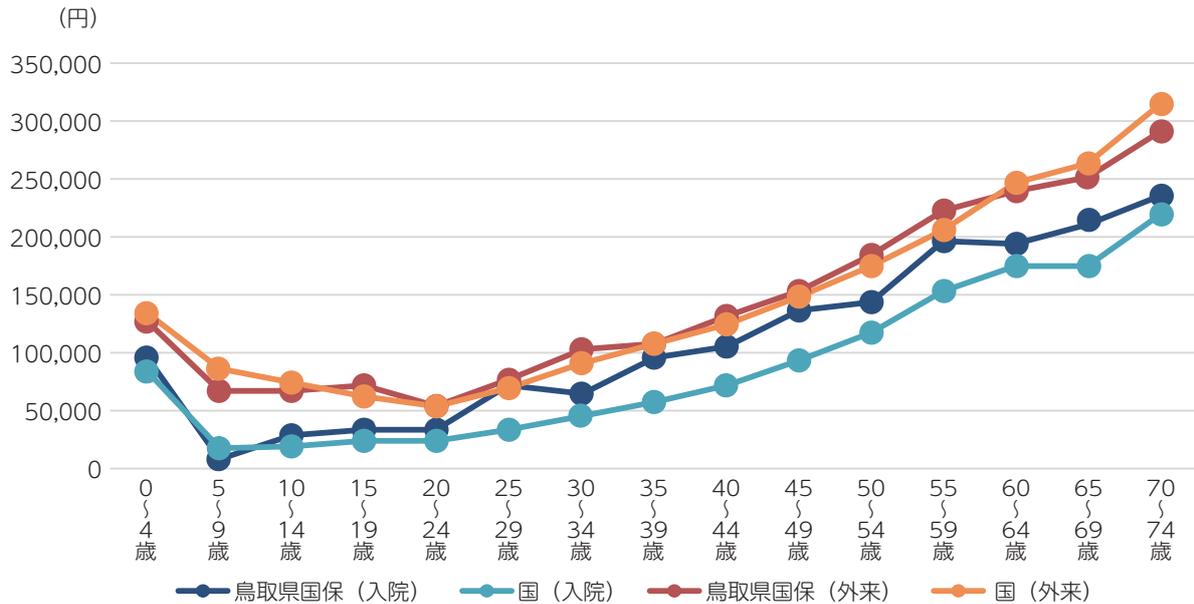
② 健康課題解消への取組

- データの調査研究及び予防・健康づくりのため、鳥取大学・国保連合会・鳥取県が協定を締結し、先進的な技術・プログラム等の開発による健康寿命の延伸につながる取組をしています。



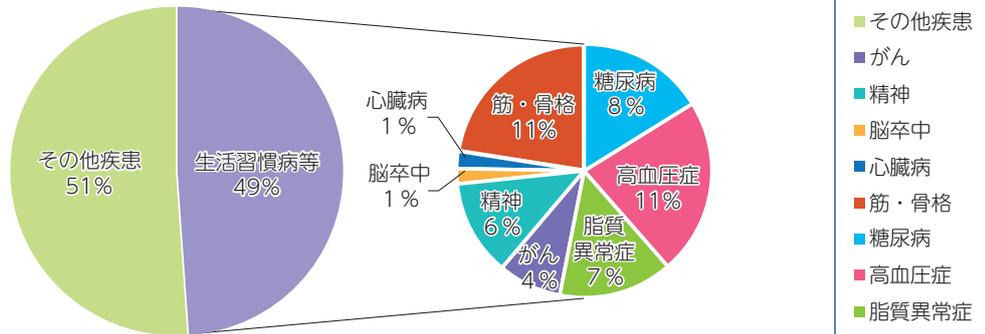
鳥取大学、鳥取県、国保連合会協定書調印式

■ 令和4年度年齢階層別国保1人当たり年間医療費（県内国保と国全体の状況）

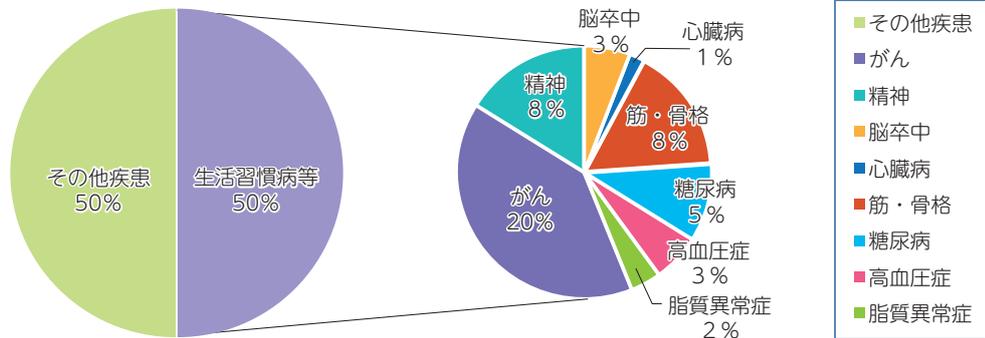


■ 令和4年度生活習慣病レセプト件数と医療費

令和4年度生活習慣病レセプト件数の割合



令和4年度生活習慣病レセプト医療費の割合



※KDBシステム帳票No.45「疾病別医療費分析（生活習慣病）」より作成

(3) 在宅等保健師の会「梨花の会」の取組

令和元年5月に「梨花の会」が設置（事務局：国保連合会）され、現在約50人の会員が「健康な地域づくりは仲間の集いから」をスローガンに地域や健診などの様々な現場で活動しています。

また、コロナ禍において保健師が担う役割が注目されるなか、梨花の会会員による県や市町村への応援体制を整えるとともに、豊富な経験値を活かして市町村保健師と協働した住民の健康づくりにも取り組んでいきます。

組織

会長：美船 智代 会員数：55名（令和6年3月31日現在）
東部地区：15名 中部地区：23名 西部地区：17名

主な活動内容

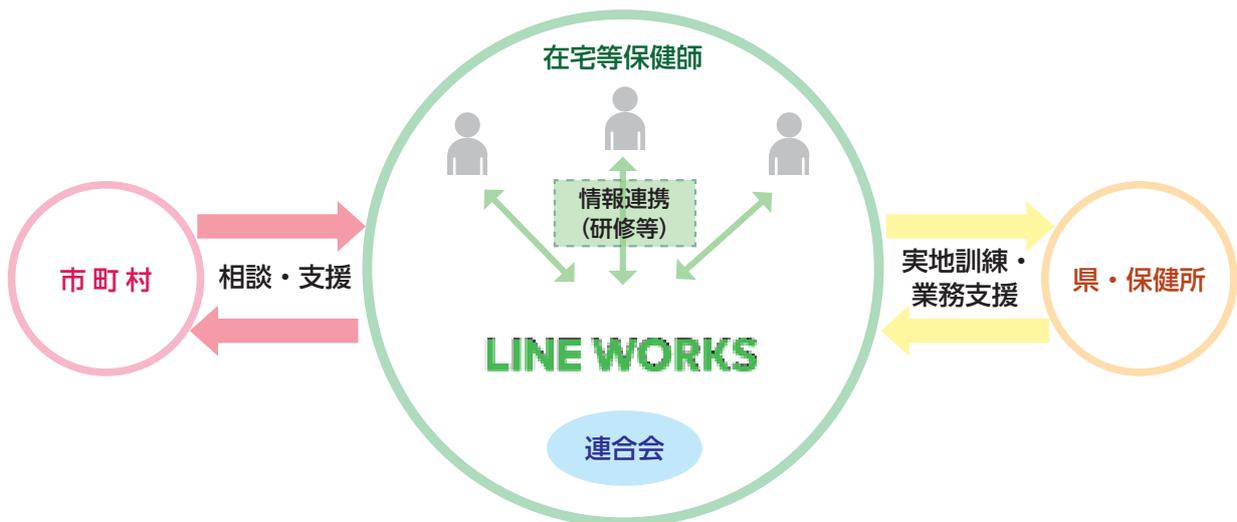
- 保健所が設置する新型コロナウイルス感染症に関する発熱相談センターの電話対応
- 市町村が実施する新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の予診票確認等
- 市町村が実施する健康づくりのサポート
- 特定健診の問診、保健指導
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる地域活動の対応
- 「とっとりいきいきシニアバンク」（鳥取社会福祉協議会）への登録 など

県・市町村との連携体制

感染症等への対応に追われる保健所等や市町村と梨花の会会員とのタイムリーな情報連携を行うために、SNS等のツールを活用して対応します。



発熱相談センターでの電話対応の様子



(4) 国保診療施設等への支援事業

本会では県内の市町村が運営する病院や診療所と、趣旨に賛同する診療施設（国保診療施設等）で構成される「鳥取県国民健康保険診療施設等協議会」の事務局を担っています。

協議会では、地域包括医療・ケア推進の主体的役割を担う国保診療施設等が、地域住民の健康づくりに向けた予防と治療の一体的取組の地域医療分野での展開に向け、関係者の協働・連携のもとに、国保診療施設等が直面する諸問題の解決を図るためのさまざまな事業を実施しています。

国保診療施設等マップ



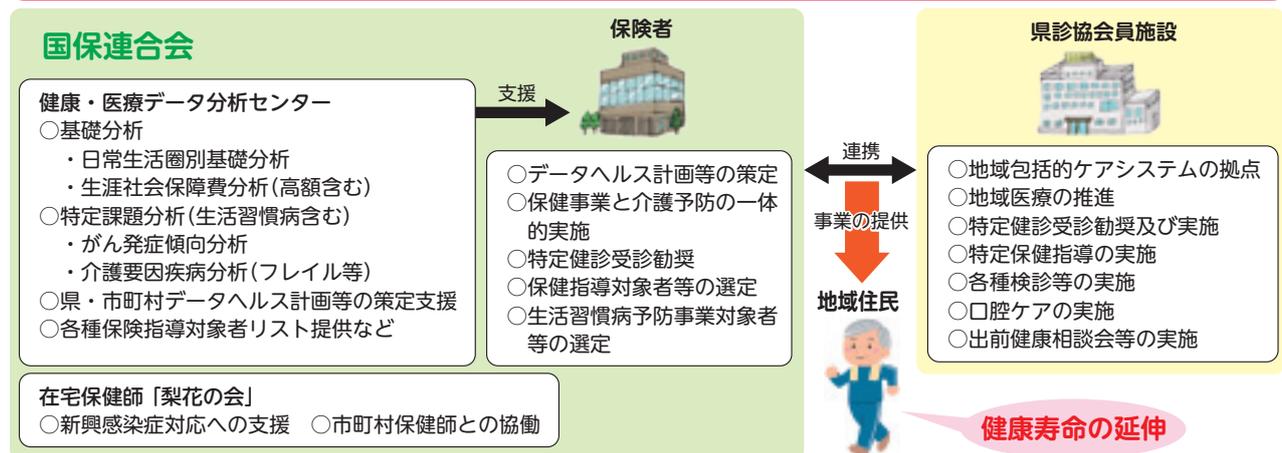
主な活動内容

- 地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動
- 保険者等との連携による健康づくり活動
- 地域医療体制等の確保に関する要望活動
- とっとり・健康寿命延伸フォーラム
- 通常総会
- 事業管理者等会議
- 中国地方診療施設協議会
- 全国国保地域医療学会 など



「とっとり・健康寿命延伸フォーラム」

国保診療施設等と連携した地域住民への健康づくりに向けた治療と予防活動の流れ



5. 広報事業等の取組について

(1) 広報事業

被保険者、保険者、医療機関等の関係機関に対し、健康づくりに関する啓発や、国保に関する情報発信などの広報活動を行っています。



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

「けんぞうくん」は鳥取県国民健康保険のマスコットキャラクターとして、平成15年に誕生しました。本会の広報や保健事業に活躍しています。

① 予防・健康づくりに向けた広報事業

テレビ、ラジオ、YouTubeなどでの特定健診の受診案内、健康寿命の延伸に向けた啓発CM放送のほか、テレビ・ラジオ番組出演による健康づくり情報の発信を行っています。

令和6年度は、各種メディアによる情報発信に加え、新聞折込広告などを活用した情報の発信を予定しています。

また、市町村の健康づくりイベントなどと連携した健康づくり、介護・フレイル予防などの広報についても予定しています。

② ホームページ、SNSによる情報発信

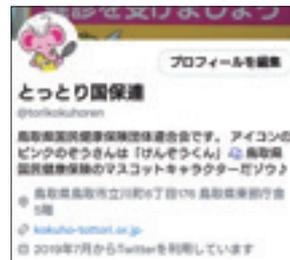
本会ホームページに、保険者向け、医療機関向けなどのページを設置し、国保や介護に関する情報や制度などについて最新情報を公開しています。

一般の方向けには、美味しくヘルシーな「健康レシピ」の紹介、各保険者の健康体操動画などを取りまとめた「健康づくり動画チャンネル」などの健康づくり情報を公開するとともに、令和5年度からは、様々な広報の集約先として、特設サイトを設置し、一体的な広報を行っています。

また、X（旧Twitter）アカウントを開設し、保険者や一般の方との双方向の連携で健康意識の啓発につなげる取組を展開しています。



<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



本会 X（旧Twitter）アカウント
(@torikokuhoren)

③ 広報誌等の発行

広報誌『とっとり国保連だより』の発行に加え、医療機関向け情報『とっとり国保連Times』の発行、保険者向けに『国保新聞』等の配布と、『保険者支援ニュース』の発行を行っています。

『とっとり国保連だより』、『とっとり国保連Times』については本会ホームページからもご覧いただけます。



④ 「けんこうフォト川柳コンテスト」の実施

本会では、令和元年度より健康づくりをテーマにしたコンテストを開催しており、令和3年度からは「けんこうのびのびフォト川柳コンテスト」として、写真と川柳の作品を募集しています。

取
組
報
に
事
業
等
の

県民の皆さまから多くの作品をご応募いただき、コンテストの受賞作品について、県内観光施設などで巡回パネル展を行うとともに、作品をもとに健康意識の啓発につながるポスターを作成し、保険者、医療機関等に掲示いただいています。

また、令和3年度より「けんこうのびのびインフルエンサー」制度を創設しています。コンテスト受賞者には、健康づくりのインフルエンサーとして、SNSなどで情報発信を行うなど、ご活動いただいています。

コンテストの受賞作品については、テレビ、ラジオ番組などでも紹介を行い、視聴者の方からも多くのメッセージをいただきました。



表彰式



(2) その他の取組

① プライバシーマークの取得

本会では、診療（調剤）報酬や介護給付費等の審査・支払をはじめ、膨大な個人情報を用いた業務を行っていることから、情報資産の適切な取扱いを徹底し、個人情報保護に係る体制をより一層確立するため、公的な認証制度である「プライバシーマーク」を平成29年1月に取得しました。

個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の運用を徹底し、継続的な改善に取り組みながら個人情報の適切な管理に努めてまいります。



② 「鳥取県男女共同参画推進企業」などへの認定

本会では、平成27年1月から一般事業主行動計画を策定し、仕事と生活の調和を図り「出産・子育て」する職員を職場で支援するなど、働きやすい職場環境づくりに努めています。

また、令和2年度には「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定、「輝く女性活躍パワーアップ企業」に登録されました。



③ 業務継続計画（BCP）策定

本会が行う支払業務等が災害等により長期間停止した場合、保険者・医療機関・関係組織等（以下「保険者等」という。）の運営、ひいては被保険者への医療の提供などに大きな支障をきたす恐れがあります。

そのため、災害等により事務所・職員等に相当の被害を受けても、限られた人員・資源を効率的に投入しながら業務をできる限り継続し、迅速に復旧作業を行うことで、保険者等の受ける損失を最小限に抑えることを目的として「鳥取県国民健康保険団体連合会業務継続計画」（BCP）を策定しています。

本計画では、保険者等への影響を最小限にとどめるため、診療報酬をはじめとする医療・介護・障害・健診を含む全ての支払業務を優先業務として位置づけ、本会が担う社会的責任のある業務を継続することを基本方針としています。

6. 保険者協議会に関する事業について

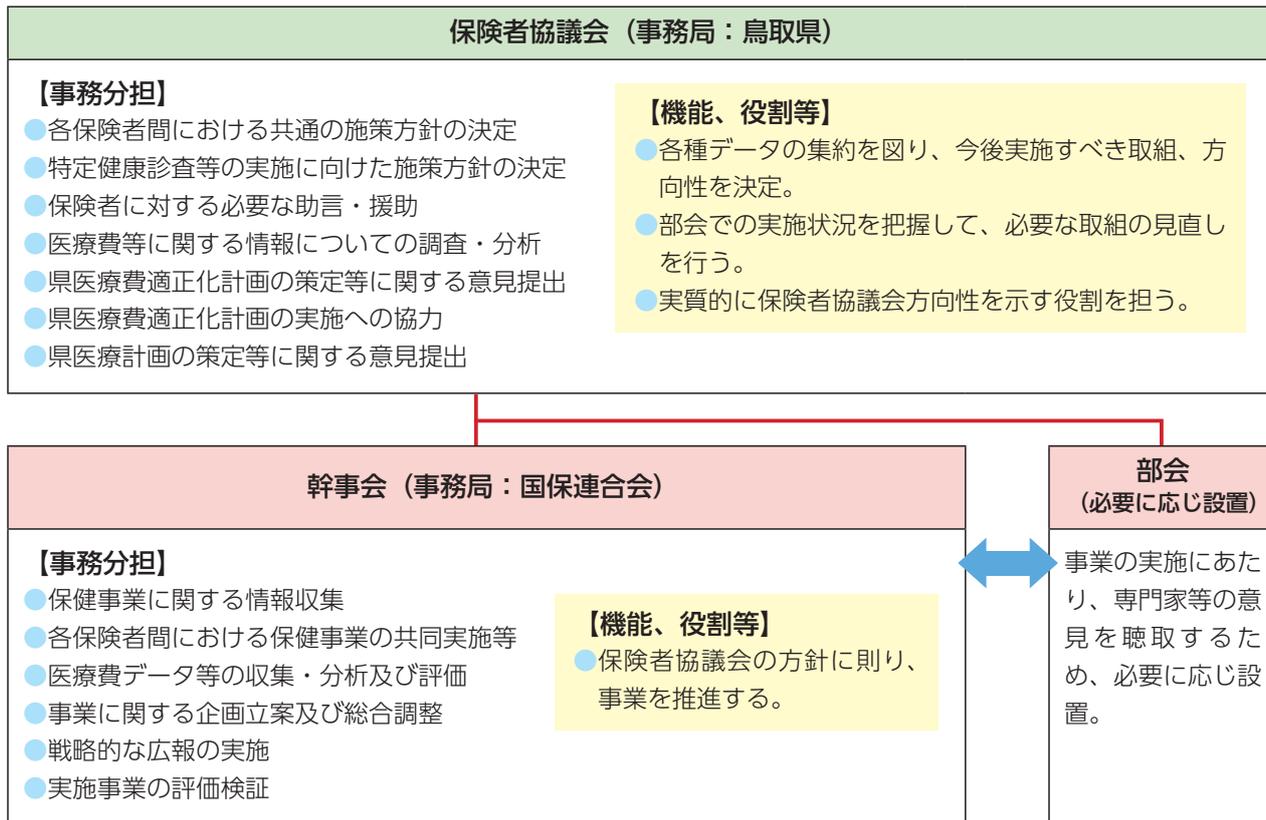
県内の医療保険者が連携・協力し、地域・職域を越えた保健事業の円滑かつ効率的な実施等により、被保険者等の健康保持・増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的に保険者協議会が設置されています。鳥取県から連合会が事業を幹事会等業務として受託し実施しています。

組織

保険者協議会会長：小倉 誠一

保険者協議会構成員：協会けんぽ鳥取支部、健康保険組合、市町村国保、国保組合、国保連合会、共済組合、後期高齢者医療広域連合、鳥取県

事業実施体制



主な事業内容

- 健康づくり活動
 - ・各保険者と連携した健康づくりイベントの一体的な広報（イベントマップの作成、情報発信）
 - ・健康づくりセッションの開催
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業
 - ・地域の連携役（リンクワーカー）の人材育成、互助体制の構築支援
 - ・市町村の地域特性分析
- 健康・医療等データ分析
 - ・医療費及び特定健診結果等のデータ分析、データ集の作成
 - ・国保・後期・協会けんぽの医療・健診データを活用した地域の健康課題分析
- 特定健診受診率向上対策
 - ・医療機関への特定健診受診勧奨チラシの配布
 - ・被扶養者をターゲットにした受診勧奨
- 特定健診・保健指導従事者研修会の開催
- 保健事業の現場で活動する保健師等の人材不足解消のための検討会開催



保険者協議会データ集



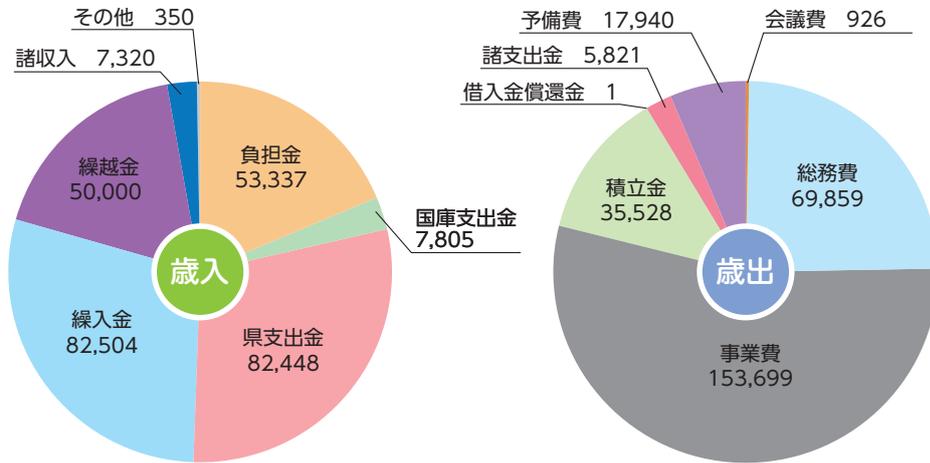
健康づくりセッションの様子

IV 資料編

1. 令和6年度予算

(1) 一般会計当初予算

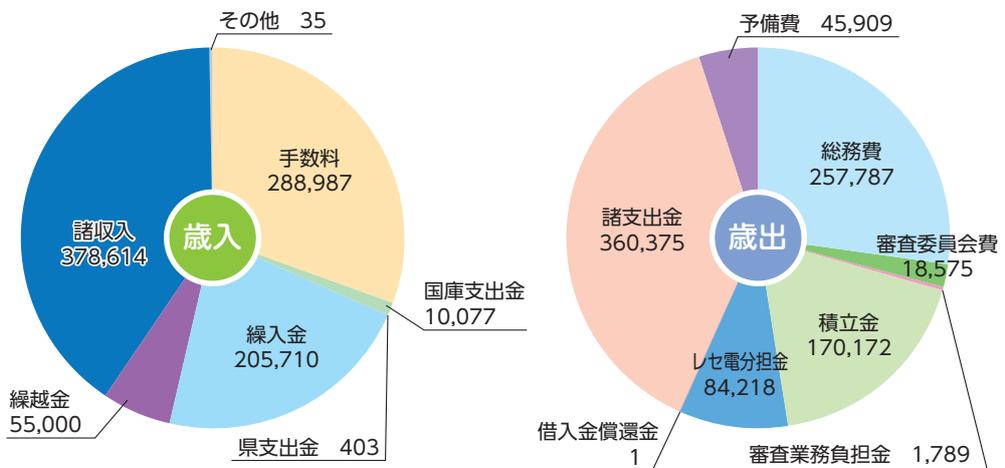
予算額
283,774千円



(2) 主な特別会計当初予算

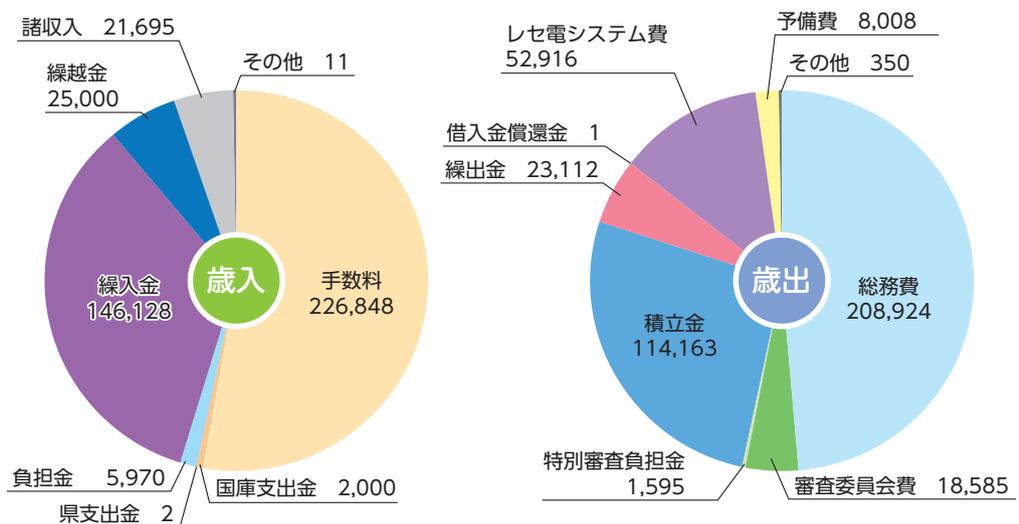
① 診療報酬審査支払特別会計 業務勘定

予算額
938,826千円

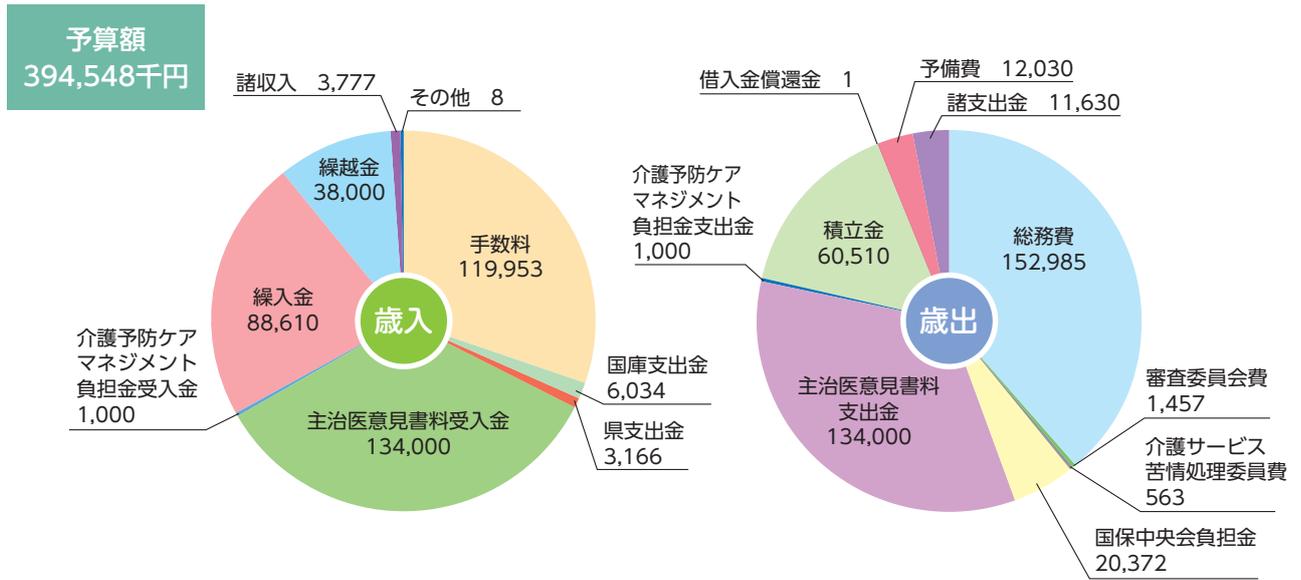


② 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 業務勘定

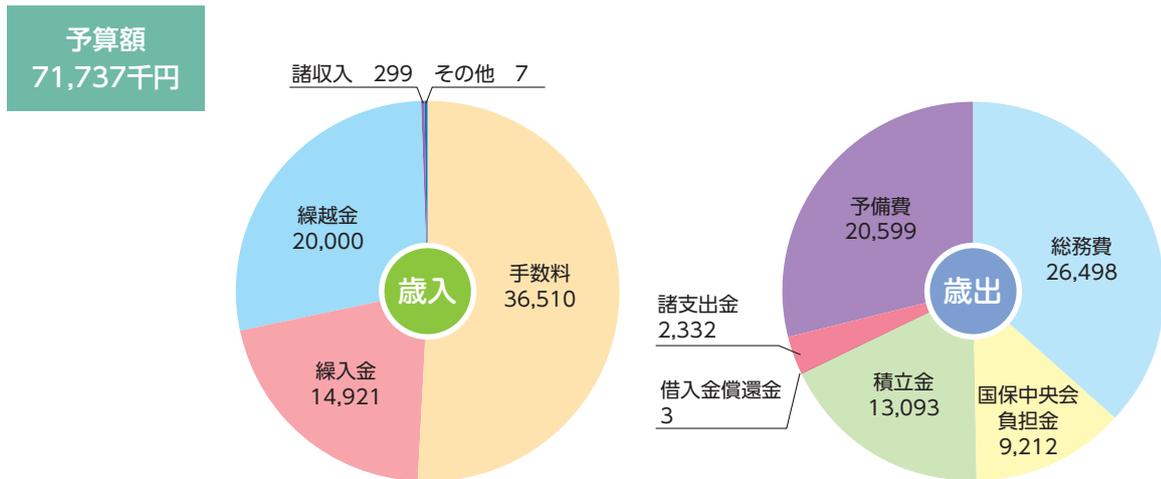
予算額
427,654千円



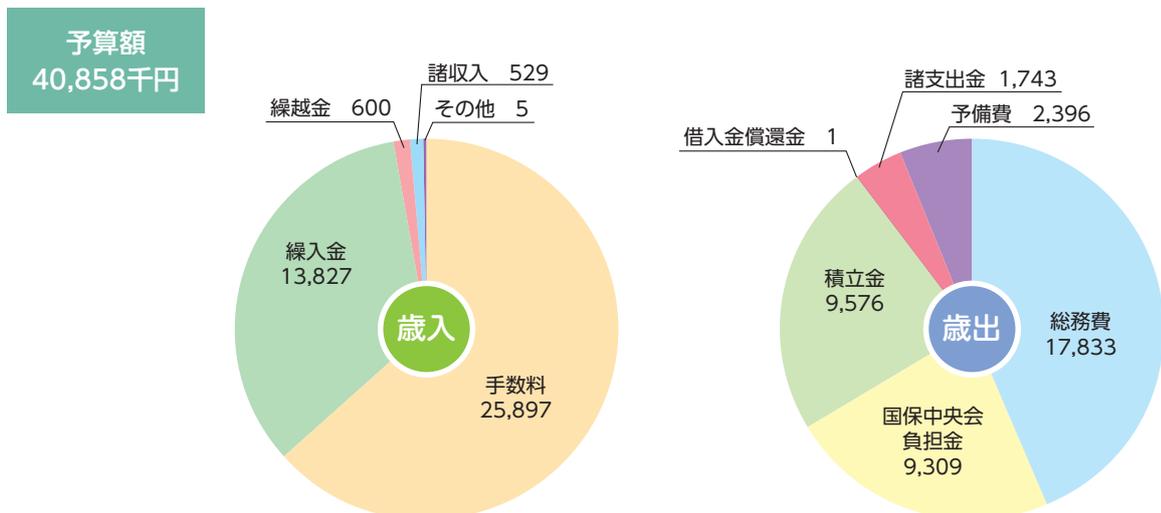
③ 介護保険事業関係業務特別会計 業務勘定



④ 障害者総合支援法関係業務等特別会計 業務勘定



⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 業務勘定



2. 国保連合会問合せ窓口

鳥取県国民健康保険団体連合会窓口

課名	担当名	電話番号	電話番号
総務課	総務担当	0857-20-3680	(代表)
事業推進課	保健・共同事業担当	0857-20-3682	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業に関すること ・データヘルス、健康・医療データ分析センターに関する こと ・KDBシステムの運用に関すること ・保険者協議会に関すること ・在宅等保健師の会に関すること ・保険者事務共同処理事業 ・特定健診等の請求支払に関すること ・特定健診等データ管理システムの運用に関すること ・第三者行為損害賠償求償事務に関すること ・療養費代理受領方式に係る保険者間調整に関すること ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知に関すること ・高額療養費、高額医療・高額介護合算に関すること など
	システム担当	0857-20-3683	<ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムに関すること ・国保総合システム、独自システムに関すること ・オンライン資格確認システムに関すること ・国保連合会終端機器(保険者設置端末など)に関すること ・国保連ポータルに関すること など
審査課	管理担当	0857-20-3685	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬等の請求・支払に関すること ・歯科レセプトの審査に関すること ・風しん対策事業に関すること ・出産育児一時金等に関すること ・療養費(柔整・あはき)に関すること ・訪問看護療養費に関すること など
	国保担当	0857-20-3684	<ul style="list-style-type: none"> ・医科、調剤レセプトの審査に関すること ・電子レセプトの請求に関すること ・レセプト二次点検に関すること など
	後期高齢担当	0857-20-3684	
	介護・障がい担当		
	介護保険	0857-20-3681	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等の審査に関すること ・介護給付費等の請求・支払に関すること ・介護給付費等の受付に関すること ・介護給付適正化対策事業(ケアプラン点検)に関すること ・介護予防・日常生活支援総合事業に関すること など
	障害者総合支援	0857-20-3679	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援介護給付費等の請求・支払に関すること ・障害者総合支援介護給付費等の受付に関すること など
	介護苦情相談	0857-20-2100	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに係る苦情相談に関すること

ホームページ：<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>

メールアドレス(代表)：kokuhoren@tottori.kokuhoren.jp

表紙写真

けんこうのびのびフォト川柳コンテスト2023

表紙左上：【大賞】 プライスレス

表紙右下：【金賞】 日進月歩

表紙右上：【銀賞】 開脚はお手の物！

表紙左下：【銀賞】 ニュースポーツ

令和6年度 国保連合会 ガイドブック



ACCESS

◆ バス利用 JR鳥取駅より約20分

日本交通バス

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 桜谷・面影循環（下）線 | 桜谷面影行き |
| 桜谷・面影循環（上）線 | 面影桜谷行き |
| 桜谷団地（下）線 | 県立盲・聾学校経由
雲山日交行き
※東部庁舎前バス停車 |

◆ タクシー利用 JR鳥取駅より約15分

鳥取県国民健康保険
団体連合会

〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎5階
TEL：0857-20-3680（代表） FAX：0857-29-6115
URL：<https://www.kokuho-tottori.or.jp/>



令和6年6月発行